【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長　殿
【提出日】	2021年６月15日提出
【発行者名】	カレラアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　廣川　雅一
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル12階
【事務連絡者氏名】	秋永　芳郎
【電話番号】	03-6691-2017
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	メキシコ株式ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

メキシコ株式ファンド（以下「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。）

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドの受益権は契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当ファンドの委託者であるカレラアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」ということがあります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（3）【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

なお、上記金額には、申込手数料（当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を含みます。以下同じ。）は含まれていません。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上１万口単位に換算した価額で表示することがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

（5）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に対し3.30%（税抜3.00%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

・購入時手数料：販売会社によるファンドの募集・販売の取扱いの事務等の対価

（注）販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

「分配金再投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の申込手数料はかかりません。なお、「分配金受取りコース」「分配金再投資コース」については、後記「（12）その他⑤、⑥」をご参照下さい。

（６）【申込単位】

申込単位は、最低単位を１円単位または１口単位として販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳細については販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

（７）【申込期間】

2021年６月16日から2022年６月15日まで
ただし、申込期間中であってもメキシコの銀行または証券取引所の休業日には、原則として、取得のお申込みの受付はできません。
（申込期間は、上記の期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

（８）【申込取扱場所】

原則として、販売会社の本・支店、営業所等において申込の取扱いを行います。ただし、販売会社によっては一部の店舗で申込の取扱いを行わない場合があります。
申込取扱場所の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

（９）【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。）までに、取得申込代金を販売会社において支払うものとします。
販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込みます。

（10）【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、上記「（８）申込取扱場所」をご参照下さい。

（11）【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権に係る振替機関は、次の通りです。
株式会社証券保管振替機構

（12）【その他】

① 受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。
② 販売会社の各営業日の午後３時までに受付けた取得および換金の申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。
③ 販売会社の営業日であっても、メキシコの銀行または証券取引所の休業日に該当する日には、原則として、お申込みができません。
④ 金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および同法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。
⑤ 当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合がありますので、取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

⑥ 「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める累積投資約款にしたがい累積投資契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします（以下同じ。）。

⑦ 取得申込金額に利息は付きません。

⑧ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。
ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（ご参考）

◆投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）とは

・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

◆振替制度では

・原則として受益証券を保有することはできません。
・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

照会先：カレラアセットマネジメント株式会社
・ホームページアドレス：https://www.carrera-am.co.jp/
・電話03-6691-2017（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
信託約款の定めにより、当ファンドの信託金の上限額は1,000億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、次の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産（　　）
		資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式	年１回	グローバル	
一般	年２回	（日本を含む）	
大型株	年４回	日本	あり
中小型株	年６回	北米	
債券	（隔月）	アジア	
一般	年12回	オセアニア	
公債	（毎月）	中南米	なし
社債	日々	アフリカ	
その他債券	その他	中近東	
クレジット	（　　）	（中東）	
属性（　　）		エマージング	
不動産投信			
その他資産（　　）			
資産複合（　　）			

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分の定義

投資対象資産	株式　一般	目論見書または信託約款において、大型株・小型株に投資する旨の記載がないものをいいます。
決算頻度	年２回	目論見書または信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	中南米	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジ	なし	目論見書または信託約款において、為替ヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替ヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

＜ファンドの特色＞

◆　「メキシコ株式ファンド」は、主としてメキシコの金融商品取引所に上場している企業または同国において主な事業を展開する企業の株式、預託証券、優先株式ならびに株価に連動する効果を有する有価証券、不動産投資信託証券等に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指します。

当ファンドは特化型運用を行います。

特化型運用ファンドとは、一般社団法人投資信託協会規則に定める寄与度が 10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するファンドをいいます。
※寄与度とは投資対象候補銘柄の時価総額の合計額における一発行体あたりの時価総額が占める割合または運用管理等に用いる指数における一発行体あたりの構成割合をいいます。

当ファンドが主要投資対象とするメキシコの企業の株式等には、寄与度が 10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

【ファンドの仕組み】

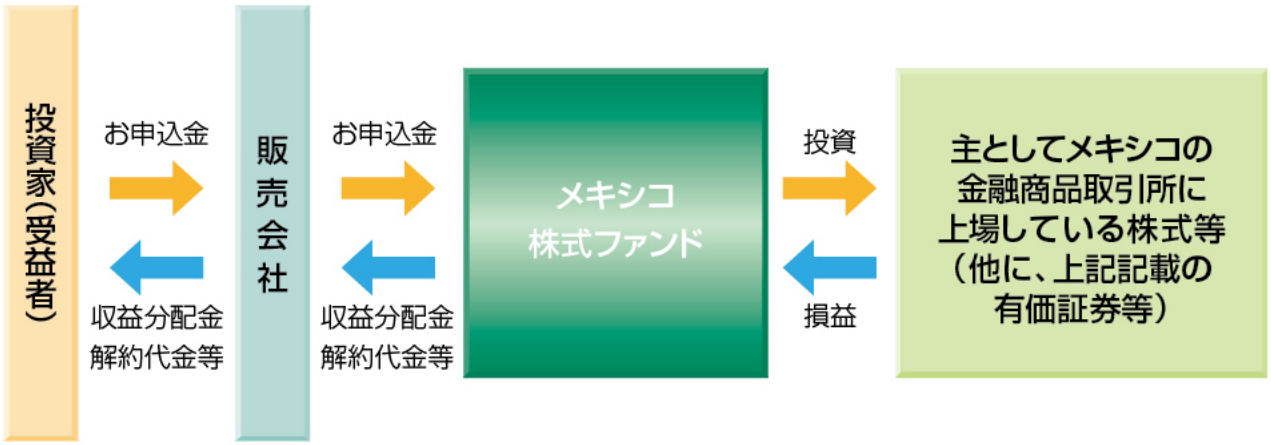

メキシコについて

北米、中南米の巨大市場に隣接、立地で優位な工業国

国土面積	196万平方キロメートル(日本の約5倍)
人口	約1億2,619万人(2018年世界銀行)
首都	メキシコシティ
言語	スペイン語
通貨	メキシコペソ
GDP	約1.2兆USドル (2021年予想)
1人当たりGDP	約9,250USドル(2021年予想)
経常収支	約217億USドル(2021年予想)

出所：外務省(2021年5月7日現在)、IMF(2021年4月見通し)

観光地としての魅力

・2019年外国人訪問客数メキシコ4,131万人(日本3,188万人)
・メキシコの世界遺産35件
古代都市チチェン・イッツァ、古代都市ウシュマル、グアナファトと近隣の鉱山群など
・世界無形文化遺産の登録
2010年メキシコの伝統食文化(2013年：和食・日本人の伝統的食文化)
・ビーチリゾート地：カンクン、イスラ・ムヘーレス、アカプルコなど

出所：日本政府観光局、ユネスコ(2021年5月7日現在)

一人当たりGDP推移(USドル)

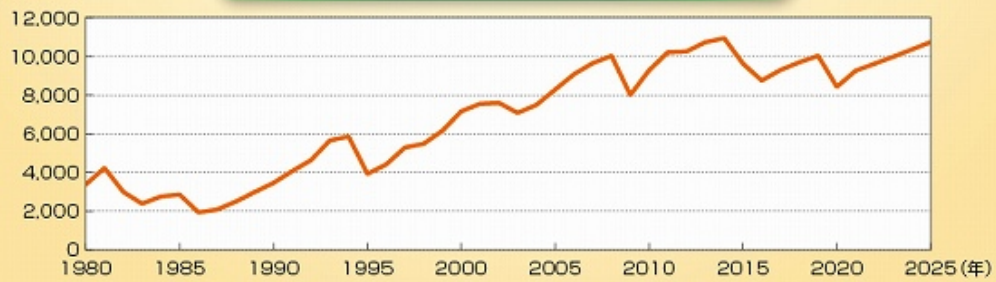

*2020年～2025年は推定値　　出所:IMF(2021年4月見通し)

メキシコの強み

●FTA先進国

メキシコは約50ヵ国と自由貿易協定を締結。関税メリットがあり、輸出に有利。さらにCPTTP（TPP11）でアジア・太平洋地域への輸出拡大が見込まれる。

―主なFTA締結国―

北米
米国
カナダ

中南米
エルサルバドル
グアテマラ
ホンジュラス
ニカラグア
チリ
コロンビア
コスタリカ
ペルー
ウルグアイ

他
イスラエル
日本

欧州
EU
スイス
ノルウェー
アイスランド
リヒテンシュタイン

出所：当社調べ（2021年5月7日現在）

●製造業集積地

米国に近いという恵まれた立地のため、毎年多くの海外からの直接投資がある。

直接投資受入額　（単位：100万USドル）

2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
27,131	25,558	21,739	48,207	30,434
2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
35,352	30,989	34,165	34,746	32,921

出所：UNCTAD統計より作成
（2021年5月7日現在）

●人口ボーナス

メキシコの生産年齢人口（15歳～64歳）は2025年～2035年頃にピークを迎え、その後の減少も緩やかと予想される。

生産年齢人口推移

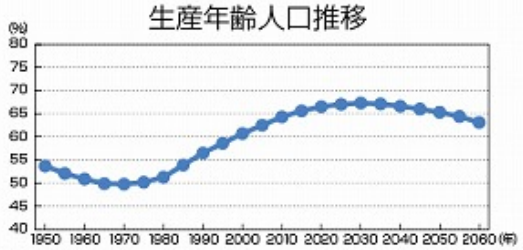

出所：国連World Population Prospects2019より作成（2021年5月7日現在）

●豊富な外貨準備高

外貨準備の備えは豊富で、自国の経済安定化に寄与する。

出所：メキシコ中央銀行（2021年5月7日現在）

メキシコの強みを活かした外国企業の輸出拠点

●世界6位の自動車生産国

メキシコは中南米一の自動車生産国であり、生産台数も年間約400万台に迫る。世界各国の大手自動車メーカーがメキシコに大型拠点を構えている。

トヨタ自動車

トヨタ自動車はグアナファト州の工場を本格稼働。

出所：当社調べ（2021年5月7日現在）

●成長する自動車産業

中南米一の自動車生産国。

自動車生産台数

出所：国際自動車工業連合会（2021年5月7日現在）

●メキシコの輸出相手国ランキング

2019年	1	2	3	4	5
輸出相手国	米国	カナダ	中国	ドイツ	韓国
構成比	80.5%	3.1%	1.5%	1.5%	1.1%

●メキシコの輸出品目

2019年	農産・林産品	畜産・水産品	鉱産品	工業製品・同部品
金額　百万USドル	16,121	1,984	32,174	410,836
構成比	3.5%	0.4%	7.0%	89.1%

工業製品・同部品の主要品目

2019年	自動車・同部品	電気・電子機器	産業用機械機器
金額　百万USドル	147,757	70,049	67,698
構成比	32.0%	15.2%	14.7%

出所：ジェトロ資料（2021年5月7日現在）

経済成長を期待、個人消費も活発化

●GDP経済成長率

2021年以降のGDP成長率はプラス予想。

GDP経済成長率

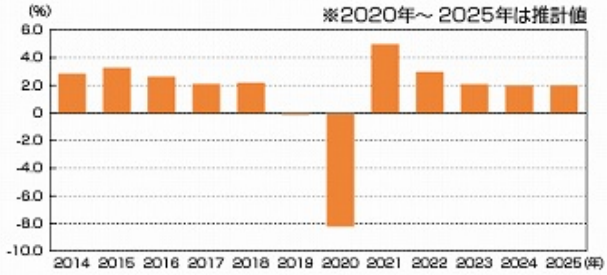

出所：IMF（2021年4月見通し）

●家計支出

雇用の安定化が所得増加に繋がり、消費活動を活発化させている。

最終家計消費支出推移

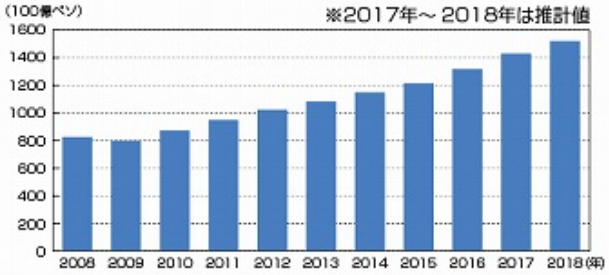

出所：OECD（2021年5月7日現在）

メキシコの株式市場について

●メキシコ証券取引所

場　　所	メキシコシティ
主要株価指数	ボルサ(IPC)指数…メキシコ証券取引所の主要銘柄の時価総額加重平均で算出
取引時間	日本時間　22:30～5：00（夏）、23：30～6：00（冬）
時価総額	約4,065億USドル
上場企業数	145社

出所：国際取引所連合（2021年3月末現在）

●組入銘柄候補（例）

銘柄名	業　種	企　業　内　容
アメリカ・モビル	通信サービス	ワイヤレス通信会社。中南米諸国、カリブ諸島および米国などで、ワイヤレス通信サービスを手掛ける。
ウォルマート・デ・メキシコ	生活必需品	大手小売会社。食品、衣料、その他商品を多様な店舗形式で販売する。
フォメント・エコノミコ・メヒカノ	生活必需品	総合飲料会社。子会社を通して、非アルコール飲料を生産・販売。コカコーラ社のシステムの一部として、中南米で事業展開する。
グルポ・メヒコ	素材	鉱山会社。金、銀、銅、モリブデン、鉛、亜鉛を採掘・精錬・販売する。パシフィコ・ノルテとチワワ・パシフィコ鉄道の営業権を所有。
セメックス	素材	セメントメーカー。セメントをはじめ、骨材、建材関連の製造、流通、販売を手掛ける。
グルポ・フィナンシエロ・バノルテ	金融	金融会社。銀行業務、プレミアムバンキング、ホールセールバンキング、ファクタリング、貸金庫、保険、年金、老後貯蓄などのサービスを提供する。

※「組入銘柄候補（例）」はあくまでも参考のために掲載したものであり、個別企業の推奨を目的とするものではありません。また、ファンドに組入れることを保証するものではありません。

出所：当社調べ（2021年5月7日現在）

上記は信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性についてはカレラアセットマネジメントが保証するものではありません。

◆ 年２回（原則として毎年３月15日、９月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、収益の分配を行います。
◆ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
◆ 委託会社が毎決算時に、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

留保益の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

・ 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
・ 分配金の金額は、あらかじめ一定の分配を確約するものではなく、分配金が支払われない場合もあります。

◆ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんが、機動的に市場変動に対応することがあります。

（２）【ファンドの沿革】

2013年３月26日　信託契約締結、当初設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

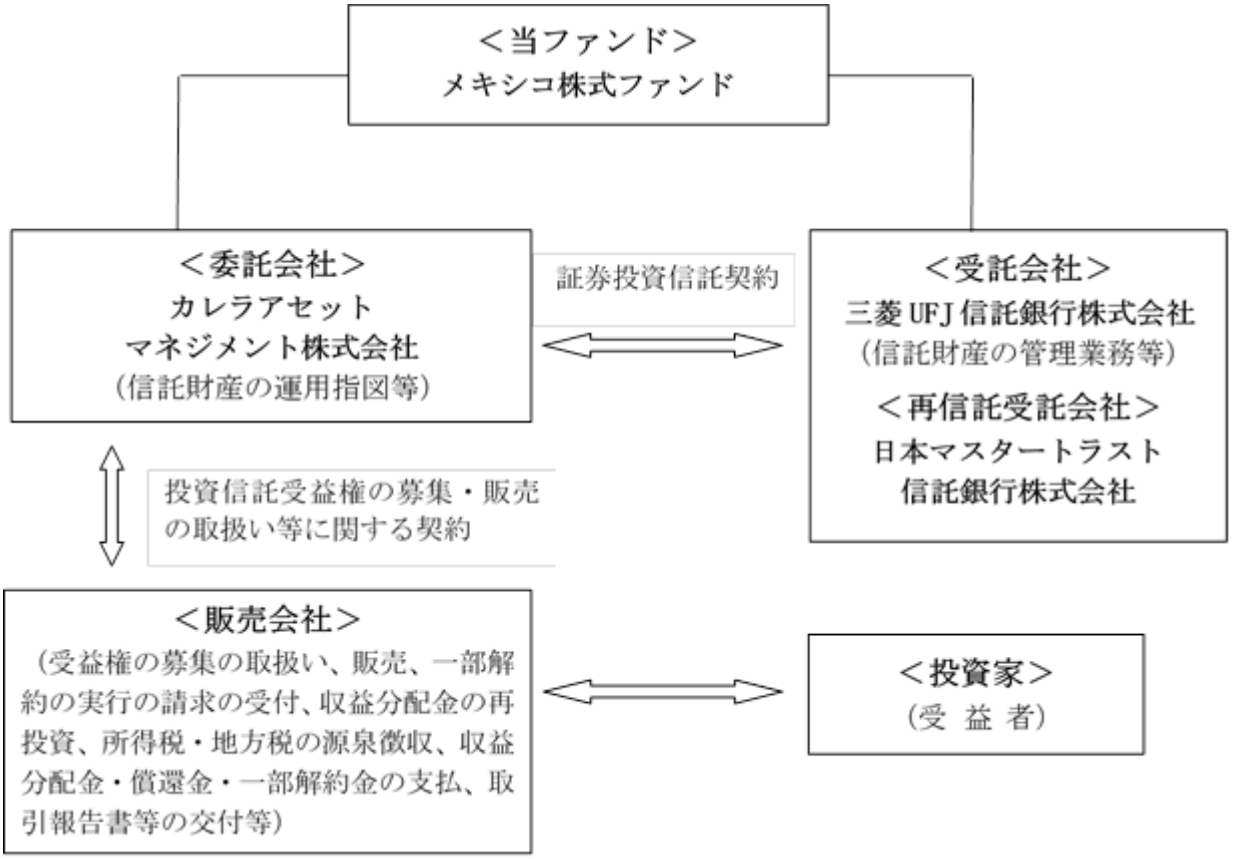

② 委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

イ．カレラアセットマネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

ロ．三菱UFJ信託銀行株式会社（「受託会社」）

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、委託会社の指図に基づく信託財産の処分等を行います。なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

ハ．「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金および一部解約金の支払い等を行います。

③ 委託会社の概況

イ．資本金の額（2021年４月末日現在）

資本金　　１億6,240万円

発行済株式の総数　　790株（普通株式）

ロ．委託会社の沿革

2011年７月　カレラアセットマネジメント株式会社設立

2012年４月　金融商品取引業登録　　関東財務局長（金商）第2636号

ハ．大株主の状況（2021年４月末日現在）

名称	住所	保有株式数	比率
安藤証券株式会社	愛知県名古屋市中区錦三丁目23番21号	400株	50.6%
安藤　敏行	東京都世田谷区	390株	49.4%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 主要投資対象

メキシコの企業の株式等を主要投資対象とします。

② 投資態度

イ．主としてメキシコの金融商品取引所に上場している企業または同国において主な事業を展開する企業の株式、預託証券、優先株式ならびに株価に連動する効果を有する有価証券、不動産投資信託証券等に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指します。

ロ．銘柄選定にあたっては、事業内容、成長性、収益性、財務健全性などを勘案して厳選します。また、業種配分、バリュエーション、流動性などを考慮して、ポートフォリオを構築します。

ハ．株式の組入比率は、原則として高位とします。

ニ．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんが、機動的に市場変動に対応することがあります。

ホ．資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。）とします。

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

② 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．コマーシャル・ペーパー
11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、上記１.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち１.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２.から６.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち２.から６.までの証券の性質を有するもの、および14.の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券（ただし、新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で上記５.の権利の性質を有するもの

④ 前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

⑤ 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券(金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券をいいます。)を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

⑦ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（３）【運用体制】

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下の通りとなっています。

当ファンドについて、委託会社の投資政策委員会が、運用部が企画、立案して作成した商品概要に基づいて、基本的な投資方針である運用哲学（運用の目的）、運用プロセス、運用手法ならびに中期（四半期または半期をいいます。）の運用計画および収益の分配方針等を策定し、運用管理委員会の承認を経て決定し、さらに原則として毎月上旬に、前月までの実績を分析したうえで、月間および中期の運用計画を決定する運用体制としております。
また、運用管理委員会、コンプライアンス・オフィサーにおいて、運用管理、リスク管理等を行い、必要があれば、投資政策委員会、運用担当者に是正、改善を指示します。

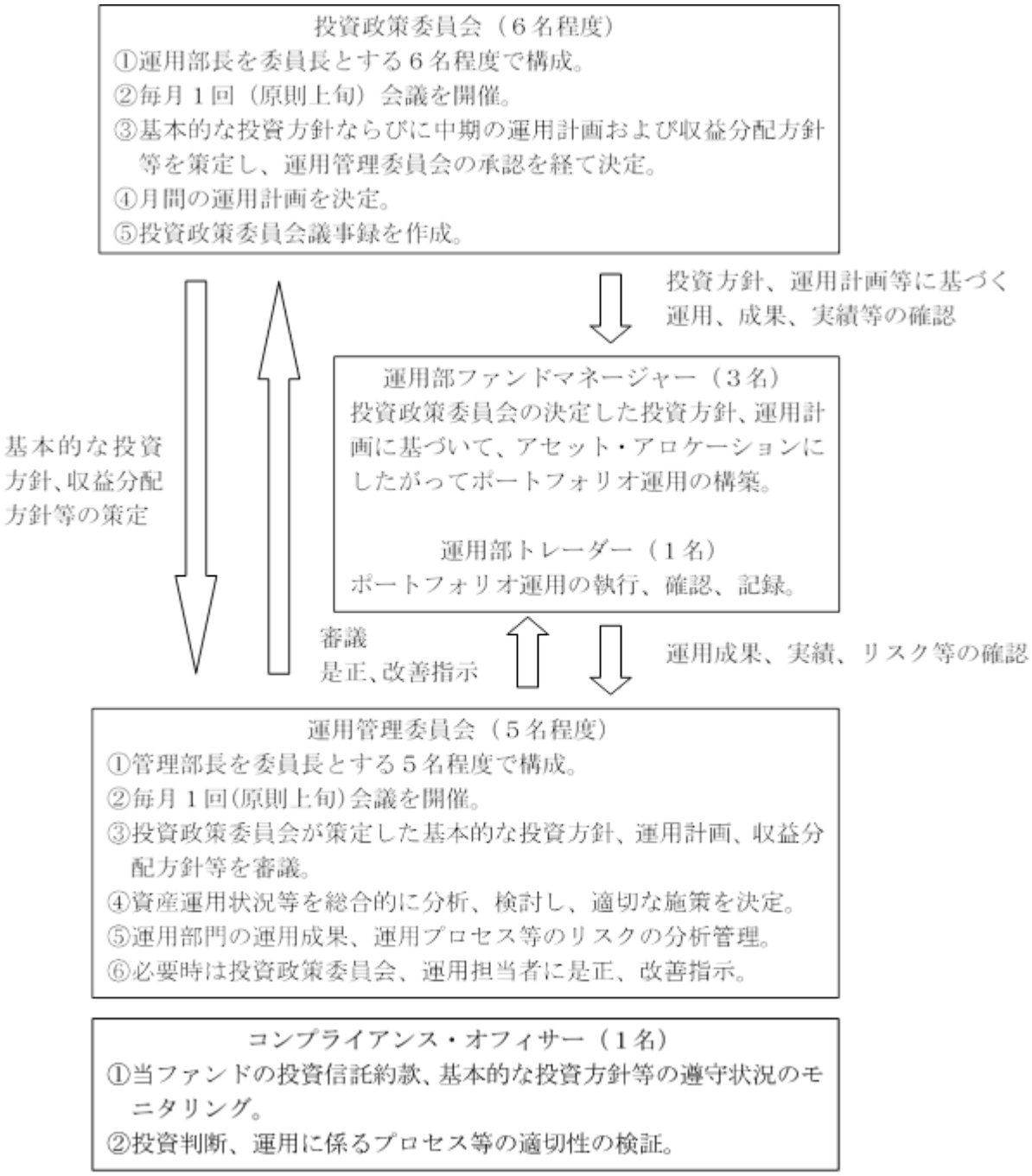

② 内部管理体制

当ファンドの投資信託約款、基本的な投資方針等に則した適正な運営を行うべく、管理部門により運用管理業務、コンプライアンス部門によるモニタリングおよび内部監査室による業務監査を行い、適切性の確保に努める体制としております。また、運用管理委員会において当ファンドの資産運用状況等を総合的に分析、検討し適切な施策を決定するとともに、運用部門の運用成果、運用プロセス等のリスク管理を行います。また、必要なときは、投資政策委員会、運用担当者に是正、改善指示を行い、その結果を検証します。

なお、委託会社では、信託財産の適正な運用および受益者と利益相反となる取引の防止を目的として、社内規程（投資信託業務に係る方法書、投資信託財産運用に係る業務運営規程、投資信託財産運用に係る細則等の社内規程、その他業務に関係する社内規程、運用担当者服務規程等）を設けております。

関係法人に関する管理体制

受託会社：業務の遂行能力、コスト等を勘案して受託会社の選定を行います。また、投資信託に係る受託会社の内部統制報告書を定期的に入手し、説明・報告を受けます。投資信託財産の日々の指図の実行、定期的な資産残高照合等を通じ業務が適正に遂行されているかの確認を行います。

（注）運用体制は2021年４月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年２回（原則として毎年３月15日、９月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
② 委託会社が毎決算時に、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
③ 留保益の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

＜信託約款による投資制限＞

① 株式への投資割合には制限を設けません。
② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、および会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
⑧ 有価証券先物取引等は、約款第23条の範囲内で行います。
⑨ スワップ取引は、約款第24条の範囲内で行います。
⑩ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引は、約款第25条の範囲内で行います。

⑪ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑫ 資金の借入れ

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

＜法令等による投資制限＞

① 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律および同法施行規則）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、その委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

② デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動、その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、またはオプションを表示する証券、もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（1）基準価額の変動要因

当ファンドは、メキシコの金融商品取引所に上場している企業または同国において主な事業を展開する企業の株式、預託証券、優先株式ならびに株価に連動する効果を有する有価証券、不動産投資信託証券など値動きのある有価証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属することになります。投資信託は預貯金と異なります。
当ファンドの基準価額は、主に以下のリスク要因により、変動することが想定されます。ただし、基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

① 株式の価格変動リスク

当ファンドは、主に海外の株式に投資しますので、当ファンドの基準価額は、株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

② 為替変動リスク

当ファンドは、主に外貨建ての株式に投資します（ただし、これに限定されるものではありません）。投資している通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。したがって、投資している通貨が対円で下落した場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

③ カントリーリスク

当ファンドは、メキシコの企業の株式等を主要投資対象とします。
海外の株式に投資する場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資対象国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

④ 信用リスク

株式を発行する企業が、経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想された場合、当該企業の株式等の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

⑤ 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に株式を売買できないことがあります。このような場合には、効率的な運用が妨げられ、当該株式の価格の下落により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑥ 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって、保有有価証券を市場実勢と乖離した価格で売却せざるをえないこともあり、基準価額が大きく下落することがあります。

⑦ 資金移動に係るリスク

当ファンドの主要投資対象国であるメキシコの当局が資金移動の規制政策等を導入した場合、一部解約、償還等の支払資金の国内への回金が滞ることがあります。

⑧ 予測不可能な事態が起きた場合等について

その他予測不可能な事態（天変地異、クーデター等）が起きた場合等、市場が混乱することがあり、一時的に当ファンドの受益権が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合等には、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当ファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。

（２）買付、換金が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付、ご換金に制限を設けることがあります。

① 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お買付の申込みの受付を中止することができるほか、すでに受付けたものを取り消すことができます。

② 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付を中止することがあります。ご換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取り扱います。

その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、受益権口数が３億口を下回ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

（３）リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りです。

① リスク管理体制について

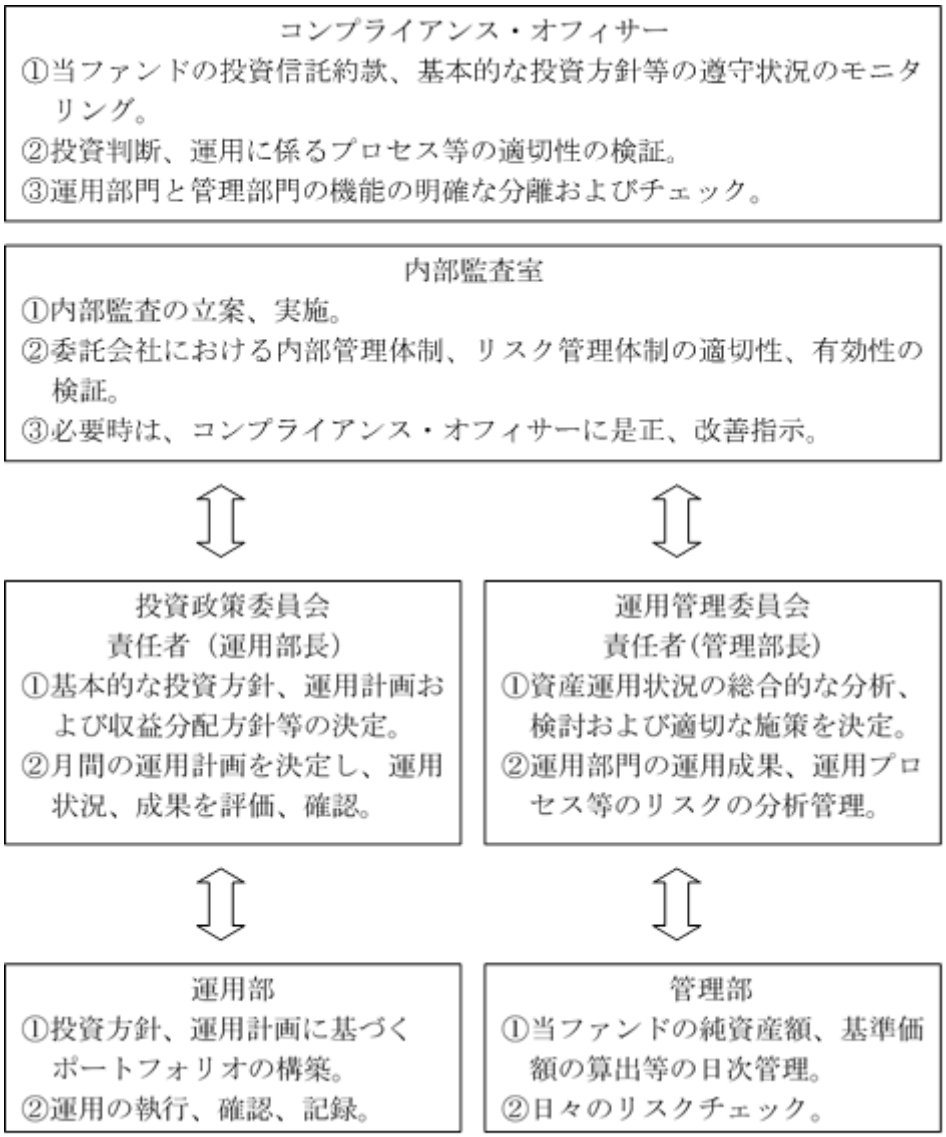

② リスク管理担当部署等の概要

◆ コンプライアンス・オフィサー

- **関係する法令諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行います。**
- **違反等の是正・改善および未然防止のための助言、チェック、取締役会への報告を行います。**
- **資産運用は、運用部、管理部による内部管理のほか、コンプライアンス・オフィサーが投資信託約款の遵守等、運用部、管理部から独立した立場で以下の項目をチェックします。**
  - **関係する法令諸規則、投資信託約款の遵守状況のモニタリング**
  - **取引の妥当性のチェック、検証**
  - **利益相反取引のチェック、検証**

◆ 内部監査室

- **内部監査室は、内部監査の立案、実施等を行い、委託会社における内部管理体制、リスク管理体制の適切性、有効性の検証を行います。**

（注）投資リスクに対する管理体制は2021年４月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

（参考情報）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2016年5月末～2021年4月末

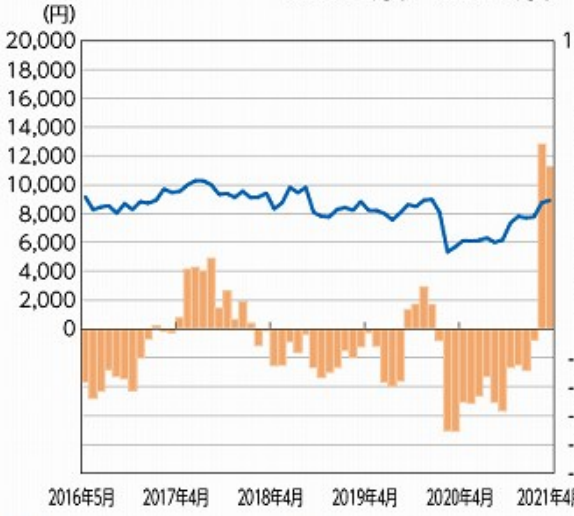

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。
*年間騰落率は、2016年5月から2021年4月までの各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

2016年5月末～2021年4月末

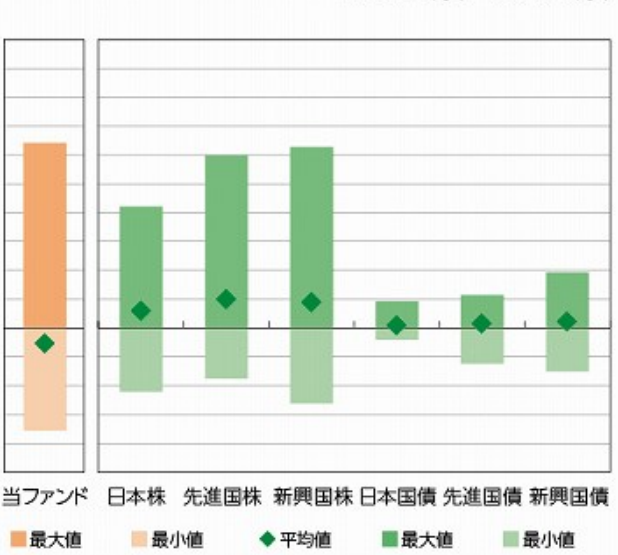

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	△5.3	6.0	10.0	9.0	1.0	1.6	2.3
最大値	64.1	42.1	59.8	62.7	9.3	11.4	19.3
最小値	△35.5	△22.0	△17.5	△26.1	△4.0	△12.3	△15.0

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
*2016年5月から2021年4月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。
*決算日に対応した数値とは異なります。
*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数
日本株……東証株価指数(TOPIX)
先進国株…MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)(円ベース)
新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ベース)
日本国債…NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債
先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本)(円ベース)
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス―エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所の知的財産で、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

「MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)」は、MSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債」は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表わす投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しております。また、野村證券株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。

「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。なお、FTSE世界国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス―エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド」とは、新興国の現地通貨建債券市場の動向を測るためにJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが開発した、時価総額ベースの債券インデックスです。同指数に関する商標・著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.30%（税抜3.00%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

・購入時手数料：販売会社によるファンドの募集・販売の取扱いの事務等の対価

（注）販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。
詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

「分配金受取りコース」を選択した受益者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×取得申込の口数）に申込手数料を加算した金額を申込代金として申込みの販売会社に支払うものとします。

「分配金再投資コース」を選択した受益者は、申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします（申込手数料は申込代金から差し引かれます。）。

「分配金再投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

（2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料は、徴収しません。

ただし、換金（解約）時に、ご換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額※（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額（当ファンドでは換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）をいい、信託財産に繰り入れられます。

（3）【信託報酬等】

① 運用管理費用の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.6665%（税抜1.515%）の率を乗じて得た額とします。

・信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	年率0.7150%（税抜0.650%）	資金の運用指図等の対価
販売会社	年率0.8800%（税抜0.800%）	購入後の情報提供等の対価、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理
受託会社	年率0.0715%（税抜0.065%）	運用財産の保管及び管理、委託会社からの指図の実行等の対価

② 上記①の信託報酬額は毎日計上され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。

③ 委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社に対する信託報酬は、ファンドから受託会社に対して支払われます。

（４）【その他の手数料等】

① 信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に関する租税、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③ 投資信託財産に関する法定開示のための監査費用は、受益者の負担とし、当該費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額とともに投資信託財産中から支弁します。

④ 前記①、②、③の諸経費の他、以下に定める費用は受益者の負担とし、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁します。

1．法律顧問に対する報酬および費用
2．法定目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
3．有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成および提出に係る費用
4．投資信託約款及び運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
5．公告および投資信託約款の変更および解約に関する書面の作成、印刷および交付に係る費用
6．組入有価証券等の取引に伴う手数料および租税
7．投資信託振替制度に係る手数料および費用
8．証券投資信託管理事務委託手数料
9．投資信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）
10．その他、投資信託設定に伴う諸費用
・監査費用：ファンド監査にかかる費用
・売買委託手数料：有価証券等の売買の際に支払う手数料
・保管費用：資産を海外で保管する場合の費用

⑤ 委託会社は前記①、②、③、④に定める費用の支払を投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。委託会社はこれらの費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額で投資信託財産から支弁を受けることができるものとします。但し、この固定率または固定金額は、投資信託財産の規模等を考慮して、期中に変更することができます。係る費用の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上し、毎計算期末または信託終了のときに、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁し、委託会社に支払います。

⑥ 信託財産で有価証券の売買を行う際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

※「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※ 手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

① 個人、法人別の課税の取扱いについて

（注）所得税については、2013年１月１日から2037年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

１．個人受益者の場合

イ．収益分配金に対する課税

・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として、20%（所得税15%および地方税５%）の税率による源泉徴収が行われます（原則として、確定申告は不要で

す。なお、確定申告により、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。）。

ロ．解約時および償還金に対する課税

・ 解約時および償還時の差益（譲渡益）は譲渡所得として、20%（所得税15%および地方税５%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要です。なお、「源泉徴収あり」の特定口座については、源泉徴収が行われます。

※ 解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。
また、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算も可能です。

※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合
NISA及びジュニアNISAは、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。
ご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。
販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※ 買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせ下さい。

２．法人受益者の場合

イ．収益分配金、解約金、償還金に対する課税

・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の差益（譲渡益）については、15%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。

・ 源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

ロ．益金不算入制度の適用
益金不算入制度は適用されません。

② 個別元本

イ．各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が個別元本となります。

ロ．受益者が同一ファンドを複数回お申し込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申し込みの場合などにより把握方式が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせ下さい。

③ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

イ．収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

ロ．受益者が収益分配金を受け取る際

・ 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

・ 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分との額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

・ 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

④ 外国税額控除

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

＜分配金に関するイメージ図＞

収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額か上回る場合

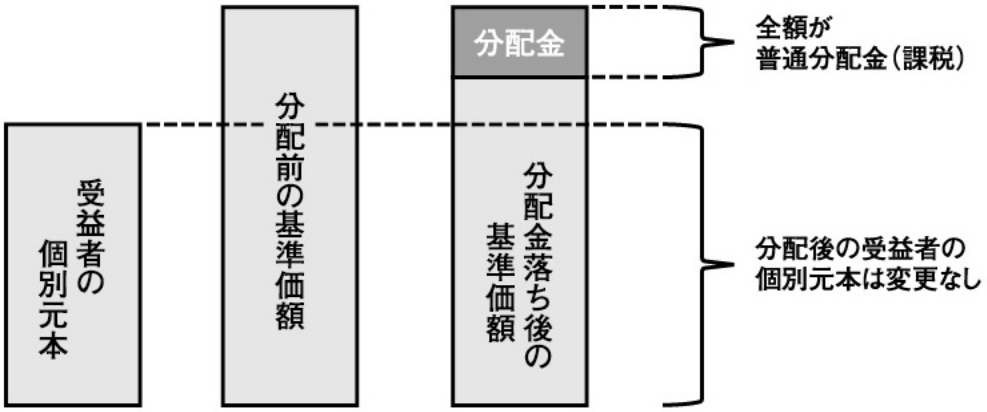

収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回る場合

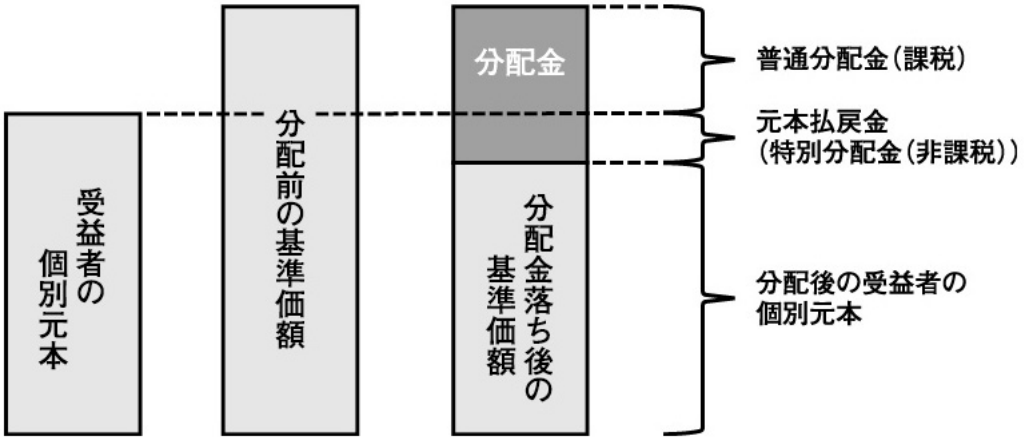

※　税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

照会先：カレラアセットマネジメント株式会社
・ホームページアドレス：https://www.carrera-am.co.jp/
・電話03-6691-2017（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

5【運用状況】

（1）【投資状況】

「メキシコ株式ファンド」

（令和３年４月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	メキシコ	608,567,332	94.19
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	37,488,525	5.80
合計(純資産総額)		646,055,857	100.00

（注） 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

「メキシコ株式ファンド」

ａ　投資有価証券明細

（令和３年４月30日現在）

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
メキシコ	株式	GRUPO MEXICO SAB DE CV-SER B	素材	170,000	585.64	99,559,276	515.09	87,565,964	13.55
メキシコ	株式	AMERICA MOVIL SAB DE C-SER L	電気通信サービス	850,000	77.01	65,464,266	77.77	66,111,055	10.23
メキシコ	株式	GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	銀行	100,000	643.25	64,325,592	659.01	65,901,800	10.20
メキシコ	株式	WALMART DE MEXICO SAB DE CV	食品・生活必需品小売り	170,000	354.32	60,234,517	359.04	61,038,383	9.45
メキシコ	株式	CEMEX SAB-CPO	素材	600,000	82.07	49,242,912	87.72	52,634,477	8.15
メキシコ	株式	ORBIA ADVANCE CORP SAB DE CV	素材	130,000	284.20	36,946,859	308.17	40,062,859	6.20
メキシコ	株式	FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	食品・飲料・タバコ	30,000	834.14	25,024,204	874.95	26,248,755	4.06
メキシコ	株式	CONTROLADORA VUELA CIA DE-A	運輸	100,000	176.64	17,664,400	180.88	18,088,346	2.80
メキシコ	株式	MACQUARIE MEXICO REAL ESTATE	不動産	120,000	138.76	16,651,279	130.60	15,672,943	2.43
メキシコ	株式	ALSEA SAB DE CV	消費者サービス	80,000	155.22	12,418,345	185.77	14,862,011	2.30
メキシコ	株式	GRUPO AEROPORTUARIO DE SUR-B	運輸	8,000	1,982.10	15,856,870	1,851.88	14,815,051	2.29
メキシコ	株式	INFRAESTRUCTURA ENERGETICA N OVA S.A.B	公益事業	30,000	426.55	12,796,635	466.39	13,991,835	2.17
メキシコ	株式	ALPEK SA DE CV	素材	100,000	105.27	10,527,982	123.70	12,370,515	1.91
メキシコ	株式	QUALITAS CONTROLADORA SAB CV	保険	20,000	627.05	12,541,180	605.31	12,106,364	1.87
メキシコ	株式	INDUSTRIAS BACHOCO-SER B	食品・飲料・タバコ	30,000	372.96	11,188,902	399.54	11,986,246	1.86
メキシコ	株式	ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	食品・飲料・タバコ	20,000	544.98	10,899,750	598.52	11,970,484	1.85
メキシコ	株式	GRUPO AEROPORTUARIO DEL-B SH	運輸	10,000	1,247.59	12,475,958	1,149.11	11,491,100	1.78
メキシコ	株式	FIBRA UNO ADMINISTRACION SA	不動産	80,000	130.39	10,431,236	137.61	11,009,541	1.70
メキシコ	株式	PROMOTORA Y OPERADORA DE INF	資本財	10,000	845.93	8,459,345	876.86	8,768,608	1.36
メキシコ	株式	GMEXICO TRANSPORTES SAB DE C	運輸	50,000	151.75	7,587,539	175.23	8,761,542	1.36
メキシコ	株式	PLA ADMINISTRADORA INDUSTRIAL	不動産	50,000	166.53	8,326,727	166.64	8,332,162	1.29

メキシコ	株式	GRUPO AEROPORTUARIO DEL CENT	運輸	12,000	712.44	8,549,352	691.84	8,302,159	1.29
メキシコ	株式	MEGACABLE HOLDINGS-CPO	メディア・娯楽	20,000	399.70	7,994,092	403.72	8,074,533	1.25
メキシコ	株式	PROLOGIS PROPERTY MEXICO SA	不動産	30,000	238.82	7,164,681	242.51	7,275,559	1.13
メキシコ	株式	GRUMA S.A.B.-B	食品・飲料・タバコ	5,000	1,310.42	6,552,134	1,231.12	6,155,636	0.95
メキシコ	株式	AXTEL SAB DE CV - CPO	電気通信サービス	100,000	31.41	3,141,546	30.11	3,011,101	0.47
メキシコ	株式	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	家庭用品・パーソナル用品	10,000	186.75	1,867,535	195.83	1,958,303	0.30

（注） 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b 種類別及び業種別投資比率

(令和３年４月30日現在)

種類	業種	投資比率(%)
株式（外国）	素材	29.82
	資本財	1.36
	運輸	9.51
	消費者サービス	2.30
	メディア・娯楽	1.25
	食品・生活必需品小売り	9.45
	食品・飲料・タバコ	8.72
	家庭用品・パーソナル用品	0.30
	銀行	10.20
	保険	1.87
	不動産	6.55
	電気通信サービス	10.70
	公益事業	2.17
合計		94.20

（注） 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

令和３年４月30日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間末 または各月末	純資産総額 (円) (分配落)	純資産総額 (円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第１期 (平成25年 ９月17日)	1,417,000,257	1,417,000,257	0.9716	0.9716
第２期 (平成26年 ３月17日)	1,332,564,452	1,332,564,452	0.9483	0.9483
第３期 (平成26年 ９月16日)	1,430,916,125	1,565,842,775	1.0605	1.1605
第４期 (平成27年 ３月16日)	1,321,475,147	1,321,475,147	0.9722	0.9722
第５期 (平成27年 ９月15日)	1,525,871,259	1,525,871,259	0.9136	0.9136
第６期 (平成28年 ３月15日)	1,350,997,975	1,350,997,975	0.8481	0.8481
第７期 (平成28年 ９月15日)	1,052,296,342	1,052,296,342	0.7283	0.7283
第８期 (平成29年 ３月15日)	1,185,494,597	1,185,494,597	0.8413	0.8413
第９期 (平成29年 ９月15日)	1,252,099,719	1,252,099,719	0.9223	0.9223
第10期 (平成30年 ３月15日)	1,071,821,315	1,071,821,315	0.8409	0.8409
第11期 (平成30年 ９月18日)	1,086,920,124	1,086,920,124	0.8751	0.8751
第12期 (平成31年 ３月15日)	821,766,686	821,766,686	0.7456	0.7456
第13期 (令和１年 ９月17日)	774,123,665	774,123,665	0.7470	0.7470
第14期 (令和２年 ３月16日)	539,713,559	539,713,559	0.5921	0.5921
第15期 (令和２年 ９月15日)	511,256,510	511,256,510	0.5816	0.5816
第16期 (令和３年 ３月15日)	654,393,145	654,393,145	0.7844	0.7844
令和２年 ４月末日	465,626,790	－	0.5211	－
令和２年 ５月末日	500,435,432	－	0.5610	－
令和２年 ６月末日	496,402,451	－	0.5582	－
令和２年 ７月末日	497,491,648	－	0.5615	－
令和２年 ８月末日	508,003,554	－	0.5778	－
令和２年 ９月末日	477,389,078	－	0.5489	－
令和２年 10月末日	484,700,952	－	0.5650	－
令和２年 11月末日	574,614,997	－	0.6719	－
令和２年 12月末日	599,431,102	－	0.7146	－
令和３年 １月末日	585,992,599	－	0.7035	－
令和３年 ２月末日	577,242,217	－	0.7117	－
令和３年 ３月末日	665,846,849	－	0.8015	－

令和３年 ４月末日	646,055,857	－	0.8150	－

②【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金(円)
第１期 (平成25年３月26日～平成25年９月17日)	0.0000
第２期 (平成25年９月18日～平成26年３月17日)	0.0000
第３期 (平成26年３月18日～平成26年９月16日)	0.1000
第４期 (平成26年９月17日～平成27年３月16日)	0.0000
第５期 (平成27年３月17日～平成27年９月15日)	0.0000
第６期 (平成27年９月16日～平成28年３月15日)	0.0000
第７期 (平成28年３月16日～平成28年９月15日)	0.0000
第８期 (平成28年９月16日～平成29年３月15日)	0.0000
第９期 (平成29年３月16日～平成29年９月15日)	0.0000
第10期 (平成29年９月16日～平成30年３月15日)	0.0000
第11期 (平成30年３月16日～平成30年９月18日)	0.0000
第12期 (平成30年９月19日～平成31年３月15日)	0.0000
第13期 (平成31年３月16日～令和１年９月17日)	0.0000
第14期 (令和１年９月18日～令和２年３月16日)	0.0000
第15期 (令和２年３月17日～令和２年９月15日)	0.0000
第16期 (令和２年９月16日～令和３年３月15日)	0.0000

③【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第１期 (平成25年３月26日～平成25年９月17日)	△2.8
第２期 (平成25年９月18日～平成26年３月17日)	△2.4
第３期 (平成26年３月18日～平成26年９月16日)	22.4
第４期 (平成26年９月17日～平成27年３月16日)	△8.3
第５期 (平成27年３月17日～平成27年９月15日)	△6.0
第６期 (平成27年９月16日～平成28年３月15日)	△7.2

第７期 (平成28年３月16日～平成28年９月15日)	△14.1
第８期 (平成28年９月16日～平成29年３月15日)	15.5
第９期 (平成29年３月16日～平成29年９月15日)	9.6
第10期 (平成29年９月16日～平成30年３月15日)	△8.8
第11期 (平成30年３月16日～平成30年９月18日)	4.1
第12期 (平成30年９月19日～平成31年３月15日)	△14.8
第13期 (平成31年３月16日～令和１年９月17日)	0.2
第14期 (令和１年９月18日～令和２年３月16日)	△20.7
第15期 (令和２年３月17日～令和２年９月15日)	△1.8
第16期 (令和２年９月16日～令和３年３月15日)	34.9

（注）「収益率」とは、各計算期間ごとに計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た比率をいいます。
収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

（４）【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済口数(口)
第１期 (平成25年３月26日～ 平成25年９月17日)	1,484,425,528	25,937,303	1,458,488,225
第２期 (平成25年９月18日～ 平成26年３月17日)	20,355,957	73,635,054	1,405,209,128
第３期 (平成26年３月18日～ 平成26年９月16日)	9,059,773	65,002,397	1,349,266,504
第４期 (平成26年９月17日～ 平成27年３月16日)	32,142,711	22,166,883	1,359,242,332
第５期 (平成27年３月17日～ 平成27年９月15日)	368,442,704	57,452,611	1,670,232,425
第６期 (平成27年９月16日～ 平成28年３月15日)	1,030,797	78,250,367	1,593,012,855
第７期 (平成28年３月16日～ 平成28年９月15日)	1,650,442	149,773,309	1,444,889,988

第８期 (平成28年９月16日～ 平成29年３月15日)	31,779,805	67,474,188	1,409,195,605
第９期 (平成29年３月16日～ 平成29年９月15日)	5,921,301	57,538,297	1,357,578,609
第10期 (平成29年９月16日～ 平成30年３月15日)	9,402,022	92,350,574	1,274,630,057
第11期 (平成30年３月16日～ 平成30年９月18日)	4,706,787	37,315,904	1,242,020,940
第12期 (平成30年９月19日～ 平成31年３月15日)	11,917,062	151,815,433	1,102,122,569
第13期 (平成31年３月16日～ 令和１年９月17日)	2,079,631	67,885,039	1,036,317,161
第14期 (令和１年９月18日～ 令和２年３月16日)	6,556,065	131,333,713	911,539,513
第15期 (令和２年３月17日～ 令和２年９月15日)	18,841,419	51,368,897	879,012,035
第16期 (令和２年９月16日～ 令和３年３月15日)	52,240,352	96,941,565	834,310,822

（注）設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

（参考情報）

（2021年4月30日現在）

基準価額・純資産の推移、分配の推移

基準価額・純資産総額の推移

当初設定日（2013年3月26日）～2021年4月30日

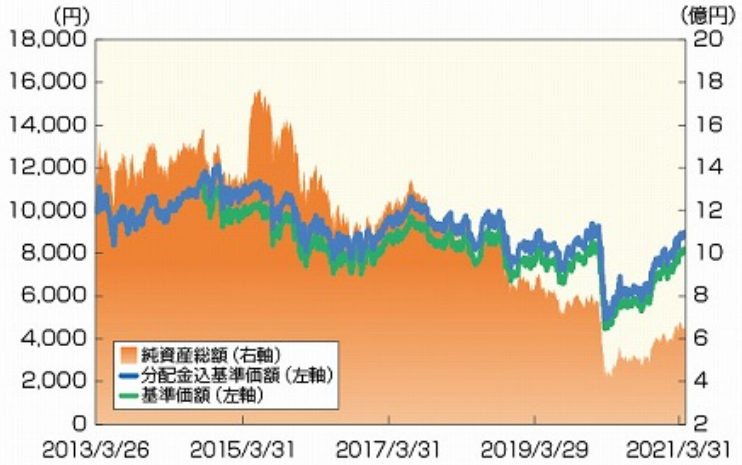

基準価額と純資産総額

基準価額（１万口当たり）	8,150円
純資産総額	646百万円

分配の推移（１万口当たり、税引前）

2021年3月	0円
2020年9月	0円
2020年3月	0円
2019年9月	0円
2019年3月	0円
設定来累計	1,000円

主要な資産の状況

資産配分

資産の種類	組入比率
株　式	94.20%
債　券	0.00%
現金・その他	5.80%
合　計	100.00%

組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	組入比率
1	GRUPO MEXICO SAB DE CV-SER B	素材	13.55%
2	AMERICA MOVIL SAB DE C-SER L	電気通信サービス	10.23%
3	GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	銀行	10.20%
4	WALMART DE MEXICO SAB DE CV	食品・生活必需品小売り	9.45%
5	CEMEX SAB-CPO	素材	8.15%
6	ORBIA ADVANCE CORP SAB DE CV	素材	6.20%
7	FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	食品・飲料・タバコ	4.06%
8	CONTROLADORA VUELA CIA DE-A	運輸	2.80%
9	MACQUARIE MEXICO REAL ESTATE	不動産	2.43%
10	ALSEA SAB DE CV	消費者サービス	2.30%

組入上位10業種

	業種	組入比率
1	素材	29.82%
2	電気通信サービス	10.70%
3	銀行	10.20%
4	運輸	9.51%
5	食品・生活必需品小売り	9.45%
6	食品・飲料・タバコ	8.72%
7	不動産	6.55%
8	消費者サービス	2.30%
9	公益事業	2.17%
10	保険	1.87%

年間収益率の推移（暦年ベース）

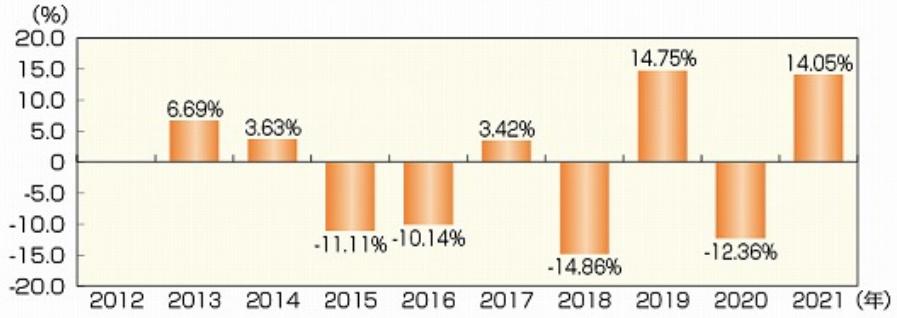

※年間収益率は基準価額（税引前分配金再投資ベース）をもとに算出した騰落率です。
※2013年は設定日（2013年3月26日）から年末までの収益率、2021年は1月1日から4月30日までの収益率を表示しています。
※当ファンドにベンチマークはありません。

※上記の運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。
※最新の運用状況については別途開示しており、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。
当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」があります。
「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める累積投資約款にしたがい累積投資契約を締結します。
販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を１円単位または１口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。
お買付価額（１口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。
お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等に相当する金額が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。
販売会社の各営業日の午後３時までに受付けた取得の申込み（当該申込みに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。ただし、販売会社の営業日であっても、メキシコの銀行または証券取引所の休業日に該当する日には、原則として、お申込みができません。
取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込みを取消すことができるものとします。
取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関にへ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

２【換金（解約）手続等】

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。
販売会社の各営業日の午後３時までに受付けた換金の申込み（当該申込みに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。ただし、販売会社の営業日であっても、メキシコの銀行または証券取引所の休業日に該当する日には、原則として、お申込みができません。
なお、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限があります。

① 一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を１口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。
受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。
基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：メキシコ株式）また、委託会社のホームページでもご覧になれます。

照会先：カレラアセットマネジメント株式会社
・ホームページアドレス　https://www.carrera-am.co.jp/
・電話番号　03-6691-2017（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

１口当たりの手取り額は、個人の場合は解約価額から所得税および地方税を、法人の場合は所得税のみを差し引いた金額となります。
※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。この場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。
ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して６営業日目から受益者に支払います。
受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

② 買取り

受益者が買取請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
販売会社は、受益者の請求があるときは、最低単位を１口単位として販売会社が定める単位をもって、その振替受益権を買取ります。ただし、販売会社によっては、買取請求の受付けを行わない場合があります。お買付けの販売会社にご確認ください。
なお、振替受益権の買取価額は、買取りの申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者に係る源泉徴収額に相当する金額を控除した額とします（当該課税対象者に係る源泉徴収は、免除されることがあります。）。
受益者は、買取価額を、販売会社に問合わせることにより知ることができます。
販売会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて、振替受益権の買取りを中止することができます。振替受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りの申込みを受付けたものとして、上記に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

① 基準価額の計算方法等

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権１口当たりの純資産額が基準価額です。ただし、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：メキシコ株式）また、後記照会先のホームページでもご覧になれます。

② 主な運用対象資産の評価基準および評価方法

イ．株式

原則として、基準価額計算日における証券取引所の終値（外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日の終値）で評価します。

ロ．外貨建資産

原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。

（2）【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

信託契約締結日から2023年３月15日までとします。

ただし、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が３億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、委託会社は受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

（4）【計算期間】

① この信託の計算期間は、原則として毎年３月16日から９月15日まで、９月16日から３月15日までとします。

② 上記①の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、2023年３月15日とします。

（5）【その他】

① 信託の終了

イ．委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が３億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ．委託会社は、上記イ．にしたがい信託を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに

信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ハ．上記ロ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ニ．上記ロ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行います。

ホ．上記ロ．からニ．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ロ．からニ．までの手続を行うことが困難な場合も同様とします。

② 信託約款の変更等

イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本②のイ．からト．に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

ロ．委託会社は、上記イ．の事項（上記イ．の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあっては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の２に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ハ．上記ロ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が帰属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。）は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ニ．上記ロ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行います。

ホ．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

ヘ．上記ロ．からホ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

ト．上記イ．からヘ．の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③ 関係法人との契約の更改等

＜投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書＞

当初の契約の有効期間は、１年間とします。ただし、期間満了３ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも、何らかの意思表示がないときは、自動的に１年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を３ヵ月前になすことにより当該契約を解除することができます。

④ 運用報告書

イ．委託会社は、６ヵ月ごと（毎年３月および９月の決算日を基準とします。）および信託終了時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況および費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通じて交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。

ロ．委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、後記照会先のアドレスに掲載します。

ハ．上記ロ.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

⑤ 信託契約に関する監督官庁の命令

イ．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

ロ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記②の規定にしたがいます。

⑥ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

イ．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

ロ．上記イ．の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記②ロ．の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

⑦ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

イ．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

ロ．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

イ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記②の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、本イ．によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

ロ．委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑨ 公告

イ．委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、後記照会先のアドレスに掲載します。

ロ．イ．の電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑩ 信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

⑪ 再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

① 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権

で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して５営業日目からお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込の場合は、収益分配金は税引き後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。受益者が収益分配金について支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

② 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。償還金は、原則として信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日））から起算して、５営業日目までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

③ 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して６営業日目から受益者に支払われます。

④ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

受益者が上記③の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、「３ 資産管理等の概要（５）その他 ① 信託の終了」に規定する信託契約の解約または「３ 資産管理等の概要（５）その他 ② 信託約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

⑤ 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

照会先：カレラアセットマネジメント株式会社

・ホームページアドレス：https://www.carrera-am.co.jp/

・電話03-6691-2017（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドの計算期間は６か月であるため、財務諸表は６か月毎に作成しております。ただし、当ファンドの第16期計算期間は、令和２年９月16日から令和３年３月15日までといたします。

３．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期計算期間（令和２年９月16日から令和３年３月15日まで）の財務諸表について、ＵＨＹ東京監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】
【メキシコ株式ファンド】
（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第15期 (令和２年９月15日現在)	第16期 (令和３年３月15日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	3,869,150	40,171,140
金銭信託	23,614,074	35,907,867
株式	489,593,031	584,427,027
流動資産合計	517,076,255	660,506,034
資産合計	517,076,255	660,506,034
負債の部		
流動負債		
未払解約金	570,070	324,115
未払受託者報酬	173,388	200,263
未払委託者報酬	3,867,837	4,467,479
その他未払費用	1,208,450	1,121,032
流動負債合計	5,819,745	6,112,889
負債合計	5,819,745	6,112,889
純資産の部		
元本等		
元本	879,012,035	834,310,822
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△367,755,525	△179,917,677
（分配準備積立金）	69,605,638	68,260,159
元本等合計	511,256,510	654,393,145
純資産合計	511,256,510	654,393,145
負債純資産合計	517,076,255	660,506,034

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第15期 自 令和２年３月17日 至 令和２年９月15日	第16期 自 令和２年９月16日 至 令和３年３月15日
営業収益		
受取配当金	5,487,569	6,662,551
受取利息	79	－
有価証券売買等損益	△20,228,629	147,220,297
為替差損益	9,500,925	23,324,138
営業収益合計	△5,240,056	177,206,986
営業費用		
受託者報酬	173,388	200,263
委託者報酬	3,867,837	4,467,479
その他費用	1,746,312	1,562,493
営業費用合計	5,787,537	6,230,235
営業利益又は営業損失（△）	△11,027,593	170,976,751
経常利益又は経常損失（△）	△11,027,593	170,976,751
当期純利益又は当期純損失（△）	△11,027,593	170,976,751
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△2,719,949	8,498,757
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△371,825,954	△367,755,525
剰余金増加額又は欠損金減少額	21,058,427	40,532,776
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	21,058,427	40,532,776
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,680,354	15,172,922
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,680,354	15,172,922
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△367,755,525	△179,917,677

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.　運用資産の評価基準および評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.　収益および費用の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金又は予想配当金額を計上しております。 (2) 配当株式の計上基準 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額を計上しております。
3.　その他財務諸表作成のための基本となる事項	外貨建取引等の処理基準 (1)「投信信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条並びに第61条に基づいて処理しております。 (2) 当ファンドの計算期間は、令和２年９月16日から令和３年３月15日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第15期 令和２年９月15日現在	第16期 令和３年３月15日現在
1．期首元本額	911,539,513円	879,012,035円
期中追加設定元本額	18,841,419円	52,240,352円
期中一部解約元本額	51,368,897円	96,941,565円
2．元本の欠損	367,755,525円	179,917,677円
3．計算期間末日における受益権の総数	879,012,035口	834,310,822口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

	第15期 自 令和２年３月17日 至 令和２年９月15日		第16期 自 令和２年９月16日 至 令和３年３月15日	
1．その他費用の内訳				
信託事務費用		1,746,312円		1,562,493　円
2．分配金の計算過程				
費用控除後の配当等収益額	A	－円	A	6,110,444　円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	－円	B	－円
収益調整金額	C	17,383,454円	C	20,746,387　円
分配準備積立金額	D	69,605,638円	D	62,149,715円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	86,989,092円	E=A+B+C+D	89,006,546　円
当ファンドの期末残存口数	F	879,012,035口	F	834,310,822　口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	989円	G=E/F*10,000	1,066　円
10,000口当たり分配金額	H	－円	H	－　円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	－円	I=F*H/10,000	－　円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	第15期 自 令和２年３月17日 至 令和２年９月15日	第16期 自 令和２年９月16日 至 令和３年３月15日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じて市場リスク、価格変動リスクや為替変動リスク等があります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部では、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。 また、管理部では、運用に関するリスク管理を行っております。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	第15期 (令和２年９月15日現在)	第16期 (令和３年３月15日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	①有価証券（株式） 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載しております。 ②デリバティブ取引 該当事項はありません。 ③上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	①有価証券（株式） 同左 ②デリバティブ取引 同左 ③上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券の最終計算期間の損益に含まれた評価差額

第15期(自 2020年３月17日 至 2020年９月15日)

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	△22,325,085
合計	△22,325,085

第16期(自 2020年９月16日 至 2021年３月15日)

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	139,135,370
合計	139,135,370

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第15期 (令和２年９月15日現在)	第16期 (令和３年３月15日現在)
1口当たり純資産額 （10,000口当たり純資産額）	0.5816円 (5,816円)	0.7844円 (7,844円)

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表（令和３年３月15日現在）

(ア)株式

次表の通りです。

種類	通貨	銘柄名	株数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	メキシコペソ	ALPEK SA DE CV	100,000	19.37	1,937,000.00	
		CEMEX SAB-CPO	600,000	15.10	9,060,000.00	
		GRUPO MEXICO SAB DE CV-SER B	170,000	107.75	18,317,500.00	
		ORBIA ADVANCE CORP SAB DE CV	130,000	52.29	6,797,700.00	
		PROMOTORA Y OPERADORA DE INF	10,000	155.64	1,556,400.00	
		CONTROLADORA VUELA CIA DE-A	100,000	32.50	3,250,000.00	
		GMEXICO TRANSPORTES SAB DE C	50,000	27.92	1,396,000.00	
		GRUPO AEROPORTUARIO DE SUR-B	8,000	364.68	2,917,440.00	
		GRUPO AEROPORTUARIO DEL CENT	12,000	131.08	1,572,960.00	
		GRUPO AEROPORTUARIO DEL-B SH	10,000	229.54	2,295,400.00	
		ALSEA SAB DE CV	80,000	28.56	2,284,800.00	
		MEGACABLE HOLDINGS-CPO	20,000	73.54	1,470,800.00	
		WALMART DE MEXICO SAB DE CV	170,000	65.19	11,082,300.00	
		ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	20,000	100.27	2,005,400.00	
		FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	30,000	153.47	4,604,100.00	
		GRUMA S.A.B.-B	5,000	241.10	1,205,500.00	
		INDUSTRIAS BACHOCO-SER B	30,000	68.62	2,058,600.00	
		KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	10,000	34.36	343,600.00	
		GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	100,000	118.35	11,835,000.00	
		QUALITAS CONTROLADORA SAB CV	20,000	115.37	2,307,400.00	
		FIBRA UNO ADMINISTRACION SA	80,000	23.99	1,919,200.00	
		MACQUARIE MEXICO REAL ESTATE	120,000	25.53	3,063,600.00	
		PLA ADMINISTRADORA INDUSTRIAL	50,000	30.64	1,532,000.00	
		PROLOGIS PROPERTY MEXICO SA	30,000	43.94	1,318,200.00	
		AMERICA MOVIL SAB DE C-SER L	850,000	14.17	12,044,500.00	
		AXTEL SAB DE CV - CPO	100,000	5.77	577,999.97	
		INFRAESTRUCTURA ENERGETICA N OVA S.A.B	30,000	78.48	2,354,400.00	
	計	銘柄数：27	2,935,000		111,107,799.97	
					(584,427,027)	
		組入時価比率：89.3%			100.0%	
	合計		2,935,000		584,427,027	
					(584,427,027)	

(注) 合計金額欄の(　)内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
メキシコペソ	株式27銘柄	89.3%	100.0%

（注）組入株式時価比率とは、純資産額に対する比率であります。

(イ)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

②有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「メキシコ株式ファンド」

(2021年４月30日現在)

Ⅰ　資産総額	647,760,701円
Ⅱ　負債総額	1,704,844円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	646,055,857円
Ⅳ　発行済数量	792,736,259口
Ⅴ　１口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	0.8150円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１．名義書換
該当事項はありません。

２．受益者名簿について
作成しません。

３．受益者集会
受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

４．受益者に対する特典
該当事項はありません。

５．内国投資信託受益権の譲渡制限の内容
受益権の譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続きおよび受益権の譲渡の対抗要件は、以下によるものとします。
① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたとき、またはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
④ 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

６．受益権の再分割
委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法に定めるところに従い、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

７．償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

８．質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金等（2021年４月末日現在）

① 資本金の額

１億6,240万円

② 会社が発行する株式総数（発行可能株式総数）

1,000株

③ 発行済株式総数

790株（普通株式）

④ 過去５年間における資本金の増減

該当事項はありません。

（２）委託会社の機構

① 会社の組織図

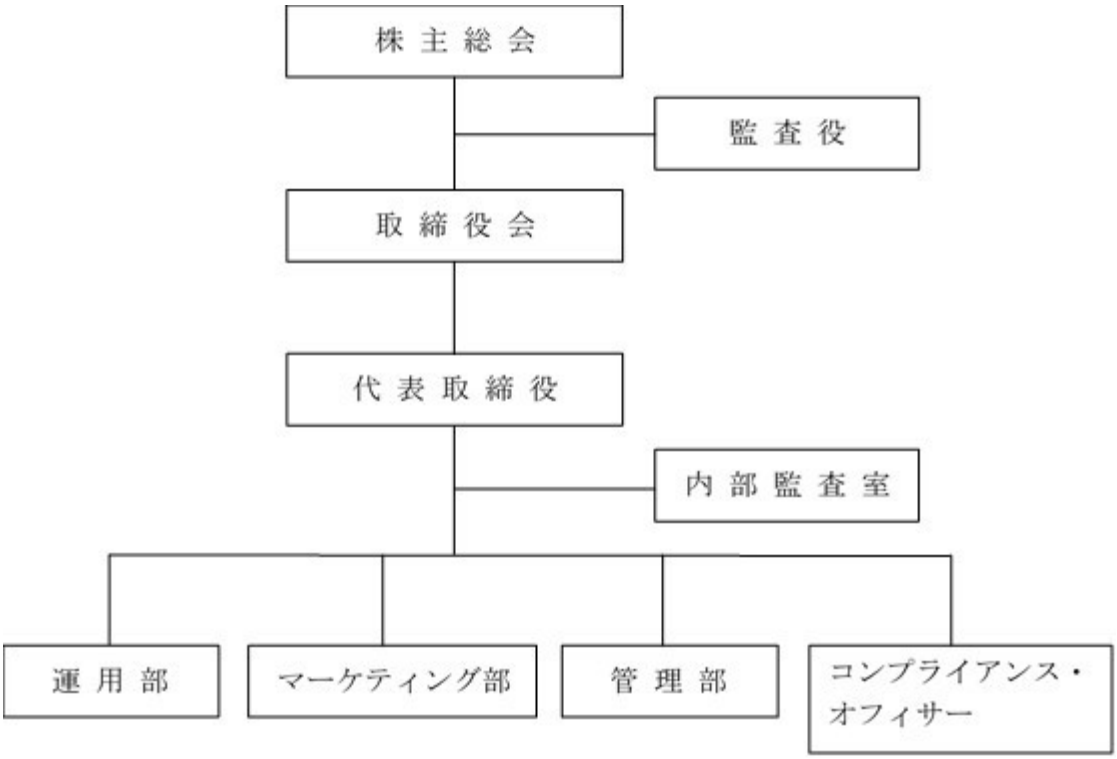

（注）上記組織は、2021年４月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

② 会社の意思決定機構

委託会社の取締役は３名以上、監査役は１名以上とし、株主総会で選任されます。取締役及び監査役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によりません。取締役の任期は、選任後１年以内、監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度うち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期満了前に退任した取締役または監査役の補欠として選任された取締役または監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とします。委託会社の業務の重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会は、その決議によって代表取締役を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役長各若干名を選定することができます。代表取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括します。

③ 投資信託の運用の流れ

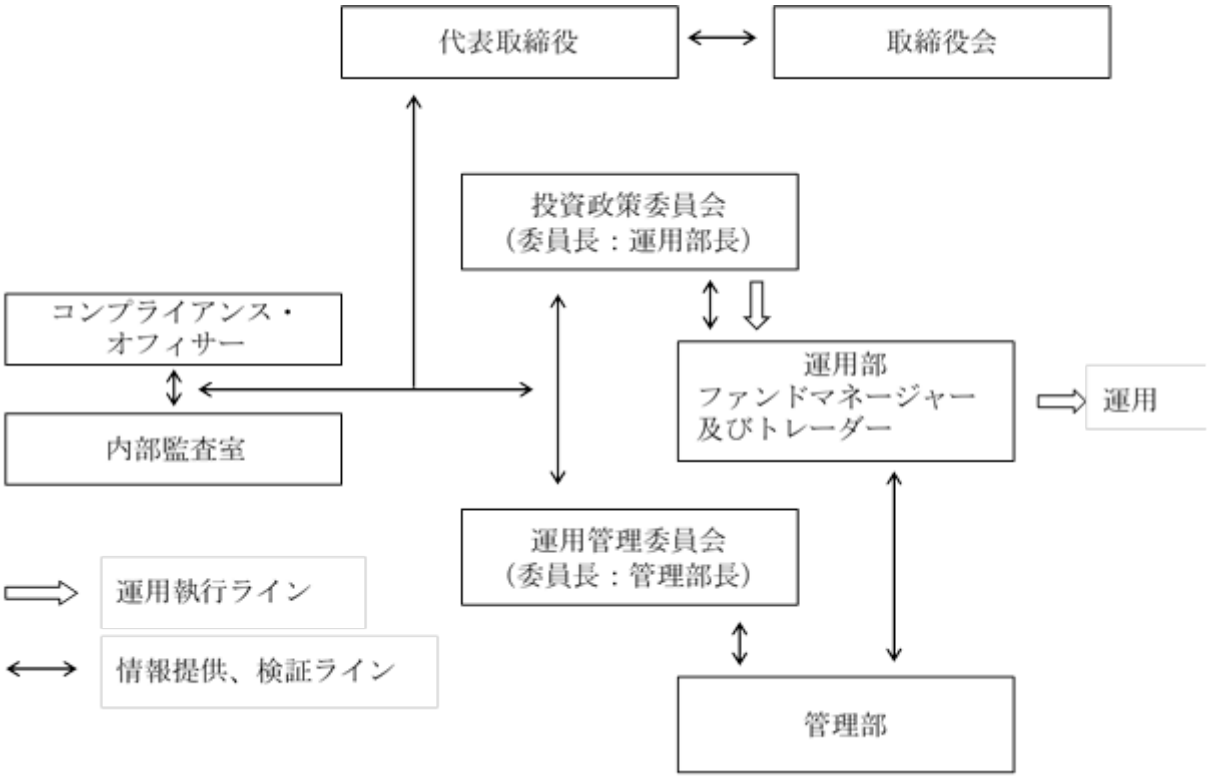

（注）上記組織は、2021年４月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社で、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者（投資運用業）で、投資信託委託業務（投資信託の運用、管理）を行っております。

2021年４月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、以下の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	27本	56,404百万円
合計			27本	56,404百万円

（親投資信託を除く）

３【委託会社等の経理状況】

（１）当社の財務諸表は、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

（２）当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

（３）財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（４）当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第９期事業年度（平成31年４月１日から令和２年３月31日まで）の財務諸表について、ＵＨＹ東京監査法人により監査を受けております。
また、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第10期事業年度の中間会計期間（令和２年４月１日から令和２年９月30日まで）の中間財務諸表について、ＵＨＹ東京監査法人により中間監査を受けております。

財務諸表等

１財務諸表

（１）【貸借対照表】

区分	注記番号	第８期 (平成31年３月31日現在) 金額(千円)		第９期 (令和２年３月31日現在) 金額(千円)	
(資産の部)					
Ⅰ　流動資産					
１　現金及び預金			657,916		634,461
２　立替金			－		4,565
３　前払費用			109		1,464
４　未収委託者報酬			89,821		76,795
５　未収入金			22,944		24,680
６　未収投資助言報酬			218		140
流動資産合計			771,011		742,105
Ⅱ　固定資産	※１				
１　有形固定資産			1,299		4,345
（１）器具備品		1,299		4,345	
２　無形固定資産			443		1,815
（１）ソフトウェア		443		1,815	
３　投資その他の資産			3,695		3,431
（１）繰延税金資産		3,595		3,328	
（２）前払年金費用		100		103	
固定資産合計			5,437		9,592
Ⅲ　繰延資産	※２				
１　入会金			250		50
繰延資産合計			250		50
資産合計			776,698		751,748

		第８期 (平成31年３月31日現在)		第９期 (令和２年３月31日現在)	
区分	注記番号	金額(千円)		金額(千円)	
（負債の部）					
Ⅰ　流動負債					
１　未払金			100,289		89,342
（１）未払手数料	※３	55,807		44,200	
（２）その他未払金		44,481		45,142	
２　未払法人税等			14,487		5,717
３　未払消費税等			3,300		2,250
４　賞与引当金			5,800		5,700
流動負債合計			123,876		103,011
Ⅱ　固定負債					
１　退職給付引当金			－		－
固定負債合計			－		－
負債合計			123,876		103,011
（純資産の部）					
Ⅰ　株主資本					
１　資本金			162,400		162,400
２　資本剰余金			162,400		162,400
（１）資本準備金		162,400		162,400	
３　利益剰余金			328,022		323,937
（１）その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		328,022		323,937	
株主資本合計			652,822		648,737
純資産合計			652,822		648,737
負債及び純資産合計			776,698		751,748

（２）【損益計算書】

区分	注記番号	第８期 (自　平成30年４月１日 至　平成31年３月31日) 金額(千円)		第９期 (自　平成31年４月１日 至　令和２年３月31日) 金額(千円)	
Ⅰ　営業収益					
1　委託者報酬			919,564		772,130
2　投資助言報酬			2,960		2,452
営業収益合計			922,524		774,582
Ⅱ　営業費用					
1　支払手数料	※１		595,543		496,590
2　委託計算費			33,831		33,475
3　広告宣伝費			1,966		1,851
4　調査費			7,530		7,559
5　営業雑経費			13,257		15,121
（１）通信費		1,379		2,190	
（２）協会費		1,520		1,549	
（３）印刷費		10,357		11,381	
営業費用合計			652,129		554,599
Ⅲ　一般管理費					
1　給料			102,168		105,242
（１）役員報酬		12,001		12,000	
（２）給料・手当		70,501		73,134	
（３）賞与		6,169		6,234	
（４）法定福利費		13,496		13,873	
2　旅費交通費			3,294		4,485
3　不動産賃借料			2,894		7,374
4　業務委託費			2,300		3,496
5　賞与引当金繰入			5,800		5,700
6　退職給付引当金繰入			2,015		2,351
7　租税公課			4,314		3,869
8　減価償却費	※２		1,146		1,957
9　その他一般管理費			11,296		8,973
一般管理費合計			135,230		143,450
営業利益			135,165		76,532

		第８期 (自　平成30年４月１日 至　平成31年３月31日)		第９期 (自　平成31年４月１日 至　令和２年３月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)		金額(千円)	
Ⅳ　営業外収益					
1　受取利息			0		0
2　雑収入			－		21
3　賞与引当金戻入			－		101
営業外収益合計			0		123
Ⅴ　営業外費用					
1　繰延資産償却	※３		200		200
営業外費用合計			200		200
経常利益			134,965		76,456
税引前当期純利益			134,965		76,456
法人税、住民税及び事業税			41,661		24,975
法人税等調整額			1,136		266
当期純利益			92,168		51,214

（３）【株主資本等変動計算書】

	第８期 (自　平成30年４月１日 至　平成31年３月31日)	第９期 (自　平成31年４月１日 至　令和２年３月31日)
区分	金額（千円）	金額（千円）
株主資本		
資本金		
当期首残高	162,400	162,400
当事業年度中の変動額		
当事業年度中の変動額合計	－	－
当期末残高	162,400	162,400
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	162,400	162,400
当事業年度中の変動額		
当事業年度中の変動額合計	－	－
当期末残高	162,400	162,400
資本剰余金合計		
当期首残高	162,400	162,400
当事業年度中の変動額		
当事業年度中の変動額合計	－	－
当期末残高	162,400	162,400
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	284,043	328,022
当事業年度中の変動額		
当期純利益	92,168	51,214
剰余金の配当	△48,190	△55,300
当事業年度中の変動額合計	43,978	△4,085
当期末残高	328,022	323,937

	第８期 (自　平成30年４月１日 至　平成31年３月31日)	第９期 (自　平成31年４月１日 至　令和２年３月31日)
区分	金額（千円）	金額（千円）
利益剰余金合計		
当期首残高	284,043	328,022
当事業年度中の変動額		
当期純利益	92,168	51,214
剰余金の配当	△48,190	△55,300
当事業年度中の変動額合計	43,978	△4,085
当期末残高	328,022	323,937
株主資本合計		
当期首残高	608,843	652,822
当事業年度中の変動額		
当期純利益	92,168	51,214
剰余金の配当	△48,190	△55,300
当事業年度中の変動額合計	43,978	△4,085
当期末残高	652,822	648,737
純資産合計		
当期首残高	608,843	652,822
当事業年度中の変動額		
当期純利益	92,168	51,214
剰余金の配当	△48,190	△55,300
当事業年度中の変動額合計	43,978	△4,085
当期末残高	652,822	648,737

重要な会計方針

1　繰延資産の償却方法	（1）入会金 繰延資産として計上した一般社団法人日本投資顧問業協会への入会金は、資産として繰延べ、５年均等償却しております。
2　固定資産の減価償却の方法	（1）有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 器具備品　　３年～20年 （2）無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づいております。
3　引当金の計上基準	（1）賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 （2）退職給付引当金（前払年金費用） 従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。
4　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第８期 (平成31年３月31日現在)	第９期 (令和２年３月31日現在)
※１．固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 有形固定資産の減価償却累計額 器具備品　5,016千円 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア　4,238千円	※１．固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 有形固定資産の減価償却累計額 器具備品　4,818千円 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア　2,229千円
※２．繰延資産の償却累計額は次の通りであります。 繰延資産償却累計額　6,306千円 創立費償却累計額　556千円 入会金償却累計額　5,750千円	※２．繰延資産の償却累計額は次の通りであります。 繰延資産償却累計額　6,506千円 創立費償却累計額　556千円 入会金償却累計額　5,950千円
※３．関係会社に対する負債は次の通りであります。 （流動負債） 未払手数料　52,503千円	※３．関係会社に対する負債は次の通りであります。 （流動負債） 未払手数料　40,693千円

（損益計算書関係）

第８期 (自　平成30年４月１日 至　平成31年３月31日)	第９期 (自　平成31年４月１日 至　令和２年３月31日)
※１．関係会社との取引に係るものが次の通り含まれております。 支払手数料　544,710千円	※１．関係会社との取引に係るものが次の通り含まれております。 支払手数料　491,718千円
※２．減価償却費の内容は次の通りであります。 減価償却費額　1,146千円 有形固定資産減価償却費額　766千円 無形固定資産減価償却費額　380千円	※２．減価償却費の内容は次の通りであります。 減価償却費額　1,957千円 有形固定資産減価償却費額　1,183千円 無形固定資産減価償却費額　773千円
※３．繰延資産償却の内容は次の通りであります。 繰延資産償却額　200千円 入会金償却額　200千円	※３．繰延資産償却の内容は次の通りであります。 繰延資産償却額　200千円 入会金償却額　200千円

（株主資本等変動計算書関係）

第８期（自　平成30年４月１日　至　平成31年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	790株	－	－	790株
合計	790株	－	－	790株

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

３．配当に関する事項

（１）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成30年６月20日 定時株主総会	普通株式	48,190	61,000	平成30年３月31日	平成30年６月21日

（２）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	１株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
令和元年６月19日 定時株主総会	普通株式	55,300	利益剰余金	70,000	平成31年３月31日	令和元年６月20日

第９期（自　平成31年４月１日　至　令和２年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	790株	－	－	790株
合計	790株	－	－	790株

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

３．配当に関する事項

（１）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
令和元年６月19日 定時株主総会	普通株式	55,300	70,000	平成31年３月31日	令和元年６月20日

（２）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	１株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
令和２年６月15日 定時株主総会	普通株式	45,820	利益剰余金	58,000	令和２年３月31日	令和２年６月16日

(リース取引関係)

第８期（自　平成30年４月１日　至　平成31年３月31日）

ファイナンス・リース取引の内容は次の通りであります。

リース取引開始日が、平成20年４月１日以降の所有権移転外ファイナンス・リース取引

ただし、一契約のリース料総額が300万円以下の取引であるため、従来通り「賃貸借処理」を行っております。

（１）リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

（単位：千円）

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
コピー複合機一式	804	388	415
合計	804	388	415

（２）未経過リース料期末残高相当額

１年内　　171千円

１年超　　289千円

合計　　461千円

（３）支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額、リース資産除却損及びリース債務解約損

支払リース料　　190千円

減価償却費相当額　　160千円

支払利息相当額　　27千円

（４）減価償却費相当額の算定方法及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への分配方法については、利息法によっております。

第９期（自　平成31年４月１日　至　令和２年３月31日）

ファイナンス・リース取引の内容は次の通りであります。

リース取引開始日が、平成20年４月１日以降の所有権移転外ファイナンス・リース取引

ただし、一契約のリース料総額が300万円以下の取引であるため、従来通り「賃貸借処理」を行っております。

（１）リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

（単位：千円）

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
コピー複合機一式	804	549	254
合計	804	549	254

（２）未経過リース料期末残高相当額

１年内　　180千円

１年超　　109千円

合計　　289千円

（３）支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額、リース資産除却損及びリース債務解約損

支払リース料　　190千円

減価償却費相当額　　160千円

支払利息相当額　　19千円

（４）減価償却費相当額の算定方法及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への分配方法については、利息法によっております。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に関する取組方針

当社は、経営方針に基づいて資金調達計画を決定いたしますが、当期会計期間においては新規の出資による資金調達は行っておりません。また、当期会計期間において銀行借入れによる調達も行っておりません。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

当社の営業債権は、契約により決定された委託者報酬等の計上に限定されるため、信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

（３）金融商品にかかるリスク管理体制

①　信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

当社の営業債権は、契約により金額が決定されるため、滞留債権が発生することはほとんどなく、営業債権について信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

②　市場リスク（為替や金利などの変動リスク）の管理

当社は、投資信託財産の為替変動リスクの回避又は効率的運用を図るため、外国為替の売買予約を行うことができるものとし、その取扱いについては、投資信託約款及び社内規程において定めるところによるものといたします。

③　資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、銀行借入れによる資金調達を行っておらず、親会社からの出資に依存して資金調達を行います。資金管理責任者は、常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達または運用に関して的確な施策を講じるとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

第８期（平成31年３月31日現在）

平成31年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	657,916	657,916	－
（２）未収委託者報酬	89,821	89,821	－
（３）未収投資助言報酬	218	218	－
（４）未収入金	22,944	22,944	－
資産計	770,901	770,901	
（５）未払金	(100,289)	(100,289)	－
未払手数料	(55,807)	(55,807)	－
その他未払金	(44,481)	(44,481)	－

（注）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブに関する事項

資　産

（１）現金及び預金、（２）未収委託者報酬、（３）未収投資助言報酬、（４）未収入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負　債

（５）未払金（未払手数料及びその他未払金）

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

投資有価証券、デリバティブ取引

該当事項はありません。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

第９期（令和２年３月31日現在）

令和２年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	634,461	634,461	－
（２）未収委託者報酬	76,795	76,795	－
（３）未収投資助言報酬	140	140	－
（４）未収入金	24,680	24,680	－
資産計	736,078	736,078	
（５）未払金	(89,342)	(89,342)	－
未払手数料	(44,200)	(44,200)	－
その他未払金	(45,142)	(45,142)	－

（注）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブに関する事項

資　産

（１）現金及び預金、（２）未収委託者報酬、（３）未収投資助言報酬、（４）未収入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負　債

（５）未払金（未払手数料及びその他未払金）

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

投資有価証券、デリバティブ取引

該当事項はありません。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

（有価証券関係）

第８期（平成31年３月31日現在）

１．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

２．その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

３．時価評価されていない有価証券

該当事項はありません。

第９期（令和２年３月31日現在）

１．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

２．その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

３．時価評価されていない有価証券

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

項目	第８期 (自　平成30年４月１日 至　平成31年３月31日)	第９期 (自　平成31年４月１日 至　令和２年３月31日)
1　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	単位：千円 繰延税金資産 貯蔵品　579 賞与引当金　1,775 未払金　200 未払事業税　1,013 退職給付引当金　－ 一括償却資産　56 合計　3,625 評価性引当額　－ 繰延税金資産合計　3,625 繰延税金負債 前払年金費用　△30 合計　△30 繰延税金負債合計　△30 繰延税金資産の純額　3,595	単位：千円 繰延税金資産 貯蔵品　751 賞与引当金　1,745 未払金　203 未払事業税　610 退職給付引当金　－ 一括償却資産　48 合計　3,359 評価性引当額　－ 繰延税金資産合計　3,359 繰延税金負債 前払年金費用　△31 合計　△31 繰延税金負債合計　△31 繰延税金資産の純額　3,328
2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。	法定実効税率　30.62% （調整） 寄付金等永久に損金算入されない項目　0.91% 役員賞与等永久に損金算入されない項目　1.2% 住民税均等割額　0.35% その他　0.05% 税効果会計適用後の法人税等の負担率　33.014%

（セグメント情報等）

セグメント情報

第８期（自　平成30年４月１日　至　平成31年３月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第８期（自　平成30年４月１日　至　平成31年３月31日）

１．サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

本邦以外の外部顧客からの営業収益がないため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
ニュージーランド株式ファンド	18,417	投資運用業
スイス株式ファンド	15,357	投資運用業
カレラ Jリートファンド	119,765	投資運用業
メキシコ株式ファンド	14,088	投資運用業
オランダ株式ファンド	30,536	投資運用業
カタール・アブダビ株式ファンド	7,734	投資運用業
ロシア株式ファンド	11,956	投資運用業
２１世紀東京 日本株式ファンド	30,552	投資運用業
イタリア株式ファンド	18,230	投資運用業
フランス株式ファンド	21,539	投資運用業
３つの財布 欧州リートファンド	112,364	投資運用業
３つの財布 欧州銀行株式ファンド（毎月分配型）	147,869	投資運用業
スロベニア・クロアチア・ギリシャ株式ファンド	7,673	投資運用業
３つの財布 欧州不動産関連株ファンド（毎月分配型）	111,405	投資運用業

３つの財布 米国銀行株式ファンド（毎月分配型）	**133,754**	**投資運用業**
テキサス州株式ファンド	**23,984**	**投資運用業**
カレラワールド債券アクティブファンド	**2,449**	**投資運用業**
フィリピン株式ファンド	**3,136**	**投資運用業**
カレラ 日本小型株式ファンド	**4,352**	**投資運用業**
オーストラリアリートファンド	**56,491**	**投資運用業**
カレラ 米国小型株式アクティブファンド	**14,605**	**投資運用業**
中欧株式ファンド	**13,295**	**投資運用業**

セグメント情報

第９期（自　平成31年４月１日　至　令和２年３月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第９期（自　平成31年４月１日　至　令和２年３月31日）

１．サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

本邦以外の外部顧客からの営業収益がないため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
ニュージーランド株式ファンド	19,935	投資運用業
スイス株式ファンド	15,074	投資運用業
カレラ Jリートファンド	118,720	投資運用業
メキシコ株式ファンド	11,202	投資運用業
オランダ株式ファンド	24,710	投資運用業
カタール・アブダビ株式ファンド	6,779	投資運用業
ロシア株式ファンド	11,671	投資運用業
２１世紀東京 日本株式ファンド	26,090	投資運用業
イタリア株式ファンド	14,227	投資運用業
フランス株式ファンド	15,922	投資運用業
３つの財布 欧州リートファンド	85,644	投資運用業
３つの財布 欧州銀行株式ファンド（毎月分配型）	102,515	投資運用業
スロベニア・クロアチア・ギリシャ株式ファンド	6,281	投資運用業
３つの財布 欧州不動産関連株ファンド（毎月分配型）	85,530	投資運用業
３つの財布 米国銀行株式ファンド（毎月分配型）	107,105	投資運用業
テキサス州株式ファンド	20,052	投資運用業

カレラワールド債券アクティブファンド	**2,365**	**投資運用業**
フィリピン株式ファンド	**3,372**	**投資運用業**
カレラ 日本小型株式ファンド	**4,809**	**投資運用業**
オーストラリアリートファンド	**49,774**	**投資運用業**
カレラ 米国小型株式アクティブファンド	**11,499**	**投資運用業**
中欧株式ファンド	**10,834**	**投資運用業**
グローバル医薬品株式ファンド	**16,336**	**投資運用業**
カレラ改日本株式ファンド	**1,182**	**投資運用業**
未来の光 日本小型株式ファンド	**492**	**投資運用業**

（関連当事者との取引）

第８期（自　平成30年４月１日　至　平成31年３月31日）

１．関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金(百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	安藤証券（株）	愛知県名古屋市	2,280	金融商品取引業者	50.6	あり	投資信託の販売等	証券代行	544,710	未払手数料	52,503

(注) 1　取引金額には消費税等は含んでおりません。
2　取引条件及び取引条件の決定方針等
支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格及びその他の条件を決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

安藤証券株式会社（非上場）

（２）重要な関連会社

該当事項はありません。

第９期（自　平成31年４月１日　至　令和２年３月31日）

１．関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金(百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	安藤証券（株）	愛知県名古屋市	2,280	金融商品取引業者	50.6	あり	投資信託の販売等	証券代行	491,718	未払手数料	40,693

(注) 1　取引金額には消費税等は含んでおりません。
2　取引条件及び取引条件の決定方針等
支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格及びその他の条件を決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

安藤証券株式会社（非上場）

（２）重要な関連会社

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

項目	第８期 (自　平成30年４月１日 至　平成31年３月31日)	第９期 (自　平成31年４月１日 至　令和２年３月31日)
１株当たり純資産額	826,357円45銭	821,186円39銭
１株当たり当期純利益	116,669円28銭	64,828円94銭
	なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注)　１株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	第８期 (自　平成30年４月１日 至　平成31年３月31日)	第９期 (自　平成31年４月１日 至　令和２年３月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	652,822	648,737
普通株式以外に帰属する純資産合計額（千円）	―	―
普通株式に係る当事業年度末の純資産額(千円)	652,822	648,737
普通株式の当事業年度末株式数(株)	790	790

(注)　１株当たり当期純利益の算定上の基礎

項目	第８期 (自　平成30年４月１日 至　平成31年３月31日)	第９期 (自　平成31年４月１日 至　令和２年３月31日)
損益計算書上の当期純利益(千円)	92,168	51,214
普通株式以外に帰属する純利益(千円)	―	―
普通株式に係る当期純利益(千円)	92,168	51,214
普通株式の当期中平均株式数(株)	790	790

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表等

1　中間財務諸表

（1）中間貸借対照表

区分	注記番号	当中間会計期間末 (令和２年９月30日現在) 金額(千円)	
(資産の部)			
Ⅰ　流動資産			
1　現金及び預金			580,401
2　立替金			3,201
3　前払費用			1.653
4　未収委託者報酬			75,276
5　未収投資助言報酬			155
6　未収入金			25,029
流動資産合計			685,716
Ⅱ　固定資産	※１		
1　有形固定資産			3,932
（1）器具備品		3,932	
2　無形固定資産			1,895
（1）ソフトウェア		1,895	
3　投資その他の資産			2,611
（1）繰延税金資産		2,611	
固定資産合計			8,439
Ⅲ　繰延資産	※２		
1　入会金			25
繰延資産合計			25
資産合計			694,181

区分	注記番号	当中間会計期間末 (令和２年９月30日現在) 金額(千円)	
(負債の部)			
Ⅰ　流動負債			
１　未払金			76,816
（１）未払手数料	※３	44,090	
（２）その他未払金		32,726	
２　未払法人税等			4,035
３　未払消費税等			2,767
４　賞与引当金			4,100
流動負債合計			87,720
Ⅱ　固定負債			
１　退職給付引当金			21
固定負債合計			21
負債合計			87,741
（純資産の部）			
Ⅰ　株主資本			
１　資本金			162,400
２　資本剰余金			162,400
（１）資本準備金		162,400	
３　利益剰余金			281,639
（１）その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		281,639	
株主資本合計			606,439
純資産合計			606,439
負債及び純資産合計			694,181

（２）中間損益計算書

		当中間会計期間 (自　令和２年４月１日 至　令和２年９月30日)	
区分	注記番号	金額(千円)	
Ⅰ　営業収益			
1　委託者報酬			302,155
2　投資助言報酬	※１		816
営業収益合計			302,971
Ⅱ　営業費用			
1　支払手数料	※２		194,311
2　委託計算費			16,079
3　調査費			3,838
5　営業雑経費			6,433
（１）通信費		1,191	
（２）協会費		938	
（３）印刷費		4,304	
営業費用合計			220,663
Ⅲ　一般管理費			
1　給料			51,955
（１）役員報酬		6,086	
（２）給料・手当		38,994	
（３）法定福利費		6,874	
2　旅費交通費			1,321
3　不動産賃借料			8,030
4　業務委託費			1,338
5　賞与引当繰入			4,100
6　退職給付引当金繰入			1,397
7　役員退職慰労金			2,625
8　租税公課			1,691
9　減価償却費	※３		682
10　その他一般管理費			3,071
一般管理費合計			76,214
営業利益			6,093

区分	注記番号	当中間会計期間 (自　令和２年４月１日 至　令和２年９月30日) 金額(千円)	
Ⅳ　営業外収益			
1　受取利息			0
2　賞与引当金戻入			578
3　雑収入			50
営業外収益合計			628
Ⅴ　営業外費用			
1　繰延資産償却	※４		25
営業外費用合計			25
経常利益			6,697
税引前中間純利益			6,697
法人税、住民税及び事業税			2,457
法人税等調整額			717
中間純利益			3,522

（３）中間株主資本等変動計算書

	当中間会計期間 （自　令和２年４月１日 至　令和２年９月30日）
区分	金額（千円）
株主資本	
資本金	
当期首残高	162,400
当中間会計期間の変動額	
当中間会計期間の変動額合計	-
当中間会計期間末残高	162,400
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	162,400
当中間会計期間の変動額	
当中間会計期間の変動額合計	-
当中間会計期間末残高	162,400
資本剰余金合計	
当期首残高	162,400
当中間会計期間の変動額	
当中間会計期間の変動額合計	-
当中間会計期間末残高	162,400
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	323,937
当中間会計期間の変動額	
当中間会計期間純利益	3,522
剰余金の配当	-45,820
当中間会計期間の変動額合計	-42,297
当中間会計期間末残高	281,639

	当中間会計期間 (自　令和２年４月１日 至　令和２年９月30日)
区分	金額（千円）
利益剰余金合計	
当期首残高	323,937
当中間会計期間の変動額	
当中間会計期間純利益	3,522
剰余金の配当	-45.820
剰余金の配当当中間会計期間の変動額合計	-42,297
当中間会計期間末残高	281,639
株主資本合計	
当期首残高	648,737
当中間会計期間の変動額	
当中間会計期間純利益	3,522
剰余金の配当	-45,820
当中間会計期間の変動額合計	-42,297
当中間会計期間末残高	606,439
純資産合計	
当期首残高	648,737
当中間会計期間純利益	3,522
剰余金の配当	-45,820
当中間会計期間の変動額合計	-42,297
当中間会計期間末残高	606,439

重要な会計方針

項目	当中間会計期間 (自　令和２年４月１日 至　令和２年９月30日)
１　繰延資産の償却方法	（１）入会金 繰延資産として計上した入会金は、資産として繰延べ、５年均等償却しております。
２　固定資産の減価償却の方法	（１）有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 器具備品　　３年～20年 （２）無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づいております。
３　引当金の計上基準	（１）賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 （２）退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
４　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間 (自　令和２年４月１日 至　令和２年９月30日)
※１．固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 有形固定資産の減価償却累計額 器具備品　5,231千円 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア　2,499千円 ※２．繰延資産の償却累計額は次の通りであります。 繰延資産償却累計額　6,531千円 創立費償却累計額　556千円 入会金償却累計額　5,975千円 ※３．関係会社に対する負債は次の通りであります。 （流動負債） 未払手数料　37,599千円

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 (自　令和２年４月１日 至　令和２年９月30日)
※１．営業収益の投資助言報酬は、平成27年６月15日に業務の種別に係る変更登録につき、投資助言・代理業の追加を行い計上するものであります。 ※２．関係会社との取引に係るものが次の通り含まれております。 支払手数料　165,445千円 ※３．減価償却費の内容は次の通りであります。 減価償却費額　682千円 有形固定資産減価償却費額　413千円 無形固定資産減価償却費額　269千円 ※４．繰延資産償却の内容は次の通りであります。 入会金償却額　25千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間(自　令和２年４月１日　至　令和２年９月30日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数
発行済株式 普通株式	790株	－	－	790株
合計	790株	－	－	790株

２．配当に関する事項　配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
令和２年６月15日 定時株主総会	普通株式	45,820	58,000	令和２年 ３月31日	令和２年６月15日

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当中間会計期間(自　令和２年４月１日　至　令和２年９月30日)

ファイナンス・リース取引の内容は次の通りであります。

リース取引開始日が、平成20年４月１日以降の所有権移転外ファイナンス・リース取引

ただし、一契約のリース料総額が300万円以下の取引であるため、従来通り「賃貸借処理」を行っております。

（１）リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び当中間会計期間末残高相当額

（単位：千円）

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	当中間会計期間末残高相当額
コピー複合機一式	804	630	174
合計	804	630	174

（２）未経過リース料当中間会計期間末残高相当額

１年内　　184千円

１年超　　15千円

合計　　200千円

（３）支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料　　95千円

減価償却費相当額　　80千円

支払利息相当額　　6千円

（４）減価償却費相当額の算定方法及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への分配方法については、利息法によっております。

（金融商品に関する注記）

当中間会計期間末(令和２年９月30日)

金融商品の時価等に関する事項

令和２年９月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	580,401	580,401	－
（２）未収委託者報酬	75,276	75,276	－
（３）未収入金	25,029	25,029	－
資産計	680,707	680,707	
（４）未払金	(76,816)	(76,816)	－
未払手数料	(44,090)	(44,090)	－
その他未払金	(32,726)	(32,726)	－
負債計	(76,816)	(76,816)	

（注）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブに関する事項

資　産

（１）現金及び預金、（２）未収委託者報酬、（３）未収入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負　債

（４）未払金（未払手数料及びその他未払金）

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

投資有価証券、デリバティブ取引

該当事項はありません。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

（有価証券関係）

当中間会計期間末(令和２年９月30日)

１．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

２．その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

３．時価評価されていない有価証券

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

項目	当中間会計期間 (自　令和２年４月１日 至　令和２年９月30日)
１　繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	単位：千円 繰延税金資産 退職給付引当金　6 貯蔵品　732 賞与引当金　1,255 未払金　35 未払事業税　549 退職給付引当金　- 一括償却資産　32 合計　2,611 評価性引当額　0 合計　2,611 繰延税金資産合計　2,611
２　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	法定実効税率　30.62% （調整） 寄付金等永久に損金算入されない項目　8.46% 役員賞与等永久に損金算入されない項目　6.86% 住民税均等割額　2.17% その他　△0.70% 税効果会計適用後の法人税等の負担率　47.41%

（セグメント情報等）

セグメント情報

当中間会計期間（自　令和２年４月１日　至　令和２年９月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自　令和２年４月１日　至　令和２年９月30日）

１．サービスごとの情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

本邦以外の外部顧客からの営業収益がないため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
ニュージーランド株式ファンド	8,873	投資運用業
スイス株式ファンド	5,878	投資運用業
カレラ Jリートファンド	42,432	投資運用業
メキシコ株式ファンド	3,531	投資運用業
オランダ株式ファンド	11,178	投資運用業
カタール・アブダビ株式ファンド	2,511	投資運用業
ロシア株式ファンド	4,444	投資運用業
２１世紀東京 日本株式ファンド	10,401	投資運用業
イタリア株式ファンド	4,941	投資運用業
フランス株式ファンド	5,973	投資運用業
３つの財布 欧州リートファンド	30,020	投資運用業
３つの財布 欧州銀行株式ファンド（毎月分配型）	24,826	投資運用業
スロベニア・クロアチア・ギリシャ株式ファンド	2,162	投資運用業
３つの財布 欧州不動産関連株ファンド（毎月分配型）	30,615	投資運用業
３つの財布 米国銀行株式ファンド（毎月分配型）	35,828	投資運用業
テキサス州株式ファンド	7,043	投資運用業
カレラ ワールド債券アクティブファンド	1,048	投資運用業
フィリピン株式ファンド	1,148	投資運用業
カレラ 日本小型株式ファンド	1,996	投資運用業
オーストラリアリートファンド	16,291	投資運用業
カレラ 米国小型株式アクティブファンド	5,087	投資運用業
中欧株式ファンド	3,480	投資運用業
グローバル医薬品株式ファンド	17,222	投資運用業

カレラ改日本株式ファンド	7,176	投資運用業
未来の光 日本小型株式ファンド	14,521	投資運用業
ニュー・ニッチ 日本小型株ファンド	3,460	投資運用業
カレラインフラ・ファンド	57	投資運用業

（１株当たり情報）

項目	当中間会計期間 （自　令和２年４月１日 至　令和２年９月30日）
１株当たり純資産額	767,644円83銭
１株当たり当中間会計期間純利益	4,458円44銭
	なお、潜在株式調整後１株当たり当中間会計期間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注)　１株当たり当中間会計期間純資産額の算定上の基礎

項目	当中間会計期間 （自　令和２年４月１日 至　令和２年９月30日）
中間貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	606,439
普通株式以外に帰属する純資産合計額（千円）	―
普通株式に係る当中間会計期間末の純資産額(千円)	606,439
普通株式の当中間会計期間末株式数(株)	790

(注)　１株当たり当中間会計期間純利益及び当中間会計期間純損失の算定上の基礎

項目	当中間会計期間 （自　令和２年４月１日 至　令和２年９月30日）
中間損益計算書上の当中間会計期間純利益(千円)	3,522
普通株式以外に帰属する純利益(千円)	―
普通株式に係る当中間会計期間純利益(千円)	3,522
普通株式の当中間会計期間中平均株式数(株)	790

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下、④および⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤ 上記③および④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

① 定款の変更等
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

② 訴訟事件その他重要事項
該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

① 受託会社

名　　称	三菱UFJ信託銀行株式会社
資本金の額	324,279百万円（2021年４月末日現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

＜参考＞　再信託受託会社の概要

名　　称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金の額	10,000百万円（2021年４月末日現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
関係業務の概要	受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

② 販売会社

名　称	資本金の額	事業の内容
安藤証券株式会社	2,280百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	48,323百万円	同上
楽天証券株式会社	7,495百万円	同上

2021年６月15日現在

２【関係業務の概要】

① 受託会社

当ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、受益権の通知、信託財産の保管、管理、基準価額の計算等を行います。

② 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い、再投資等に関する事務等を行います。

３【資本関係】

販売会社である安藤証券株式会社は、委託会社であるカレラアセットマネジメント株式会社の株式を400株保有しており、2021年４月末日現在の発行済普通株式数に対する比率は、50.6%です。

その他の上記関係法人との間に資本関係はありません。

第３【その他】

１．金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。
２．目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案及びその注釈、キャッチコピー並びにファンドの基本的性格等を記載することがあります。
３．目論見書の表紙等に以下の趣旨の事項を記載することがあります。
①ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
②本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
③交付目論見書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されております。
④ファンドに関する請求目論見書は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
⑤ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
４．目論見書の表紙に目論見書の使用開始日を記載します。
５．目論見書の表紙等にファンドの管理番号等を記載することがあります。
６．交付目論見書の表紙等に委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含みます。）を掲載することがあります。また、これらのアドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載することがあります。
７．有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、目論見書にグラフ、図表等を使用することがあります。
８．目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
９．目論見書に投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。また、投資対象の投資信託証券等に関して、投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。
10．有価証券届出書に記載された運用実績の参考情報のデータを適時更新し、目論見書に記載することがあります。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

令和３年５月24日

カレラアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

UHY東京監査法人
東京都品川区
指定社員
業務執行社員　公認会計士　若槻　明　印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているメキシコ株式ファンドの令和２年９月16日から令和３年３月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、メキシコ株式ファンドの令和３年３月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、カレラアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

カレラアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注1）　上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が別途保管しております。
（注2）　ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

令和２年６月８日

カレラアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

UHY東京監査法人
東京都港区
指定社員
業務執行社員　公認会計士　若槻　明　印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているカレラアセットマネジメント株式会社の平成31年４月１日から令和２年３月31日までの第９期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カレラアセットマネジメント株式会社の令和２年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注1）　上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が別途保管しております。
（注2）　ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

令和２年11月９日

カレラアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

UHY東京監査法人
東京都品川区
指定社員
業務執行社員　公認会計士　若槻　明　印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているカレラアセットマネジメント株式会社の令和２年４月１日から令和３年３月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（令和２年４月１日から令和２年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、カレラアセットマネジメント株式会社の令和２年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和２年４月１日から令和２年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。**
- **中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が別途保管しております。
（注2） ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。